



茨城県

資料 1 - 1

令和 4 年度

# 総 務 部 の 概 要

令和 4 年 4 月

茨 城 県 総 務 部

# 目 次

I	総務部の概況	3
II	各課（室）の概況	
	出資団体指導・行政監察室	11
	総 務 課	13
	行 政 経 営 課	18
	人 事 課	20
	財 政 課	26
	管 財 課	30
	税 務 課	34
	総務事務センター	38
	市 町 村 課	43
	政 策 調 査 室	48
	秘 書 課	49
	報 道 ・ 広 聴 課	50

# I 総務部の概況

## 1 運営の基本

総務部の所掌している事務は、内部管理に係るものが大部分であり、予算編成・人事管理といった総合的な調整機能を適切に発揮することにより、各部署の事務事業が円滑かつ効率的に執行されることを運営の基本とし、次のとおり主要事務事業を実施している。

### ◎行財政改革

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた戦略的な行財政運営を推進する。

#### ○財政運営

社会保障関係費等の義務的な経費の増加や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等への対応などにより、今後も財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれることから、歳出改革・歳入確保の取組を進め、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより、限られた財源の有効活用や「選択と集中」を徹底する。

一方で、県自らの改革努力だけでは限界があることから、地方交付税の法定率の引上げや地方の税財源配分の見直しなど地方税財源の確保・充実等に向け、国に対して引き続き強く要請することで、持続可能で健全な財政構造の確立を目指す。

#### ○人事管理

効率的な行政執行を確保するため、職員がその能力を最大限に発揮でき、かつ、勤務意欲の向上が図られることを基本に、適切な人事管理に努めるとともに、職員の福利厚生についても、充実を図る。

#### ○出資法人等の指導監督

「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）」に基づき、県の出資法人等に対する指導監督の統一性の確保と透明性の向上を図るとともに、出資法人等の改革及び事業の効率的・効果的な実施を指導する。

#### ○財産管理

公有財産の取得、管理及び処分について関係部局との総合的な調整を行い、適正かつ効率的な事務事業の推進に努める。特に県有未利用地について、売却処分を含めた利活用を推進する。また、県有財産を経営的な視点から総合的に管理、活用していく。

#### ○未収債権対策

税外未収金の適切な管理・回収を行うため、各債権を主管する関係各課等に対し助言・指導を実施していく。また、悪質な滞納債権に対する法的措置等の実施を支援していく。

### ◎地方分権

地方分権を実効あるものとするため、国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限及び税財源の移譲、地方に対する国の義務付け・枠付けの廃止・縮小等を、全国知事会などと連携して国に強く働きかける。

また、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村への権限移譲や県の関与の廃止・縮減を進めるとともに、市町村との対等・相互の人事交流や自治研修所における合同研修の充実などにより、市町村の行財政基盤の強化を図る。

#### ○市町村への権限移譲の推進

市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、「市町村への権限移譲方針」を踏まえ、市町村との十分な協議・調整を行い、更なる権限移譲を計画的に推進する。

#### ○合併市町村への支援等

合併後のまちづくりの一層の推進を図るため、市町村建設計画に位置づけられた事業に対する財政支援等を行う。

#### ○市町村の広域連携の推進

多様化、高度化、広域化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、市町村に対する先進事例や財政支援等の情報提供、検討の場への参画などにより、市町村間の広域連携の取組を支援する。

### ◎文書管理、情報公開・個人情報保護

茨城県文書管理規程等に基づき、適正な文書管理を推進する。

また、情報公開制度、個人情報保護制度について、条例の適正な運用に努める。

### ◎私学教育の振興

私立学校の教育条件の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び専修学校等に対する助成の充実を図る。

### ◎県政の報道・広聴

知事記者会見の実施、報道機関との連絡調整を図り、県政情報等を広く県民に提供するとともに、研修等において職員にパブリシティの有効性を説明し、記者発表や資料提供の具体的方法などの指導に努める。

また、調査広聴、個別広聴等の広聴事業を実施し、県民の意見、提案等を施策に反映させるとともに、県民の県政に対する理解を深める。さらに、県庁来庁者への案内や映像等による県政概要の紹介、県民への各種行政資料等の提供などを行うとともに、県民からの様々な相談等に対応する。

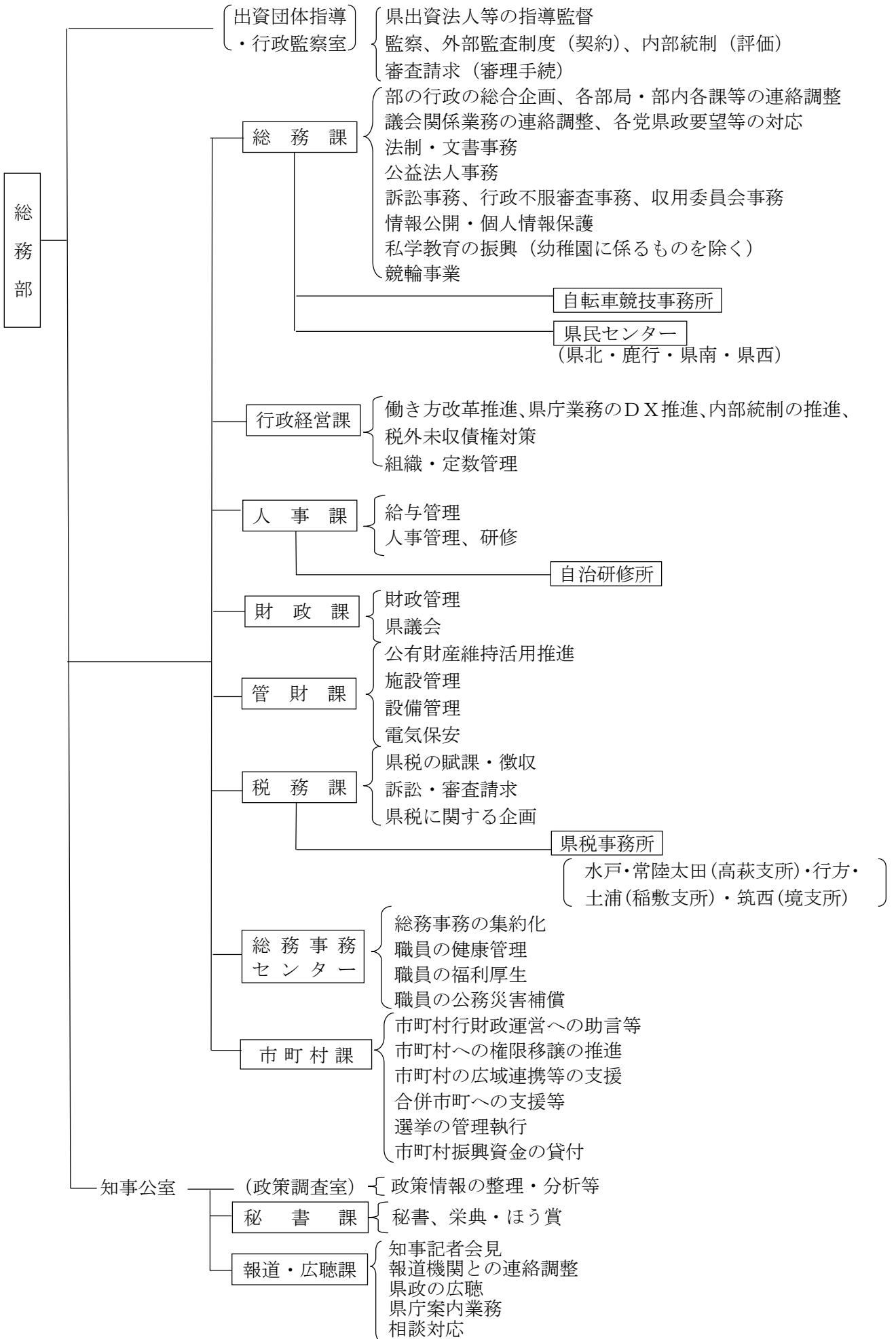
### ◎政策情報の整理・分析等

知事等に係る各種政策情報の整理・分析を行うとともに、各部署の資料等の収集・分析を行う。

### ◎秘書、栄典・ほう賞

知事・副知事が円滑に業務を執行できるよう、秘書等の事務の適切な執行に努めるほか、栄典・ほう賞に関する事務等について円滑な推進を図る。

2 組織体制



### 3 職 員

令和4年4月1日現在

区 分		現 員				備 考
		事務職	技術職	技能労務職	計	
本 庁	総 務 課	49		1	50	部長、出資団体指導監兼行政監察監兼未収債権対策監、調整監、人事管理監、地域支援監兼公有財産管理監を含む。
	行 政 経 営 課	14			14	
	人 事 課	23			23	政策研究大学院大学への派遣研修1を含む。他に国への派遣6
	財 政 課	23			23	他に兼務職員1
	管 財 課	13	11	6	30	
	税 務 課	31			31	他に茨城租税債権管理機構への派遣3、市町村への派遣5
	総務事務センター	20	3		23	他に茨城県庁生活協同組合への派遣2
	市 町 村 課	32			32	他に市町村からの研修生5、市町村への派遣5
	秘 書 課	14	2	4	20	知事公室長、政策調査監等を含む。他に兼務職員3
	報 道 ・ 広 聴 課	16			16	
	本 庁 計	235	16	11	262	
出 先 機 関	自 転 車 競 技 事 務 所	11			11	
	県北県民センター	21	6		27	
	鹿行 "	15	15		30	
	県南 "	31	22		53	
	県西 "	26	15		41	
	自 治 研 修 所	4			4	市町村からの派遣3を含む。
	水 戸 県 税 事 務 所	52			52	市町村からの派遣1を含む。
	常陸太田 " (高萩支所を含む)	43			43	市町村からの派遣1を含む。
	行 方 "	26			26	
	土 浦 " (稲敷支所を含む)	66			66	市町村からの派遣2を含む。
	筑 西 " (境支所を含む)	43			43	市町村からの派遣1を含む。
出 先 計	338	58		396		
部 計	573	74	11	658		

#### 4 主要施策体系

		(千円)	
出資法人等指導監督	県出資法人等の指導監督 (出資団体指導・行政監察室)	791	
行政経営	改革推進 (行政経営課)	142,684	
	組織・定数管理 (〃)	687	
人事管理	人事管理	4,605,389	
	職員の研修	退職手当 (人事課)	62,975
		研修所研修 (人事課) 派遣研修 (〃)	7,169
	総務事務支援システムの管理運用 (総務事務センター)	446,859	
	職員の福利厚生	職員健康管理 (総務事務センター)	197,811
職員福利厚生 (〃)		45,919	
財務管理	県債管理	145,386,942	
	基金管理	77,888	
	財源の確保	518,303	
	財産管理	2,496,944	
	未収債権対策	14,261	
情報公開・個人情報保護	情報公開 (総務課)	1,270	
	個人情報保護 (〃)	1,166	
私学教育の振興 (幼稚園に係るものを除く)	私立高等学校等経常費補助事業費 (総務課)	10,012,180	
	私立高等学校等就学支援事業費 (〃)	7,345,340	
	私立専門学校修学支援事業費 (〃)	488,194	
広域行政の推進	合併市町への支援等 (市町村課)	493,884	
	市町村の広域連携の支援等 (〃)	469	
選挙の管理執行	選挙執行・啓発 (市町村課)	2,796,265	
市町村への財政支援	市町村振興資金貸付 (市町村課)	800,000	
公営事業	競輪事業 (総務課)	16,133,001	
県政の報道・広聴	報道・広聴事業 (報道・広聴課)	168,368	
政策情報の整理・分析等	政策情報の収集・整理・分析 (政策調査室)	801	
栄典・ほう賞	栄典・ほう賞 (秘書課)	5,960	

5 令和4年度一般会計予算

(単位：千円)

課名	款	項	現計予算額	特 定 財 源								一般財源	
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債		計
総務課	総務費	総務管理費	1,610,371			134				553		687	1,609,684
	教育費	教育総務費	18,891,573	9,042,101		8				31		9,042,140	9,849,433
	計		20,501,944	9,042,101		142				584		9,042,827	11,459,117
行政経営課	総務費	総務管理費	260,719							6		6	260,713
人事課	総務費	総務管理費	6,296,139							19,320	300,000	319,320	5,976,819
財政課	総務費	総務管理費	263,744	370			77,888			126		78,384	185,360
	〃	諸費	300,000										300,000
	公債費	公債費	145,386,942							7		7	145,386,935
	予備費	予備費	2,000,000										2,000,000
	計		147,950,686	370			77,888			133		78,391	147,872,295
管財課	総務費	総務管理費	2,949,088			59,998	324,652			12,590	973,900	1,371,140	1,577,948

課名	款	項	現計予算額	特 定 財 源								一般財源		
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債		計	
税 務 課	総務費	徴 税 費	11,917,657		74,790	17,492					440,997		533,279	11,384,378
	諸支出金	ゴルフ場利用税金 交 付 金	1,844,683											1,844,683
	〃	利子割交付金	196,301											196,301
	〃	利子割精算金	1								1		1	
	〃	地方消費税清算金	78,924,973											78,924,973
	〃	地方消費税交付金	66,081,479											66,081,479
	〃	配当割交付金	1,431,453											1,431,453
	〃	株式等譲渡所得 割 交 付 金	2,311,579											2,311,579
	〃	環 境 性 能 割 交 付 金	1,386,963											1,386,963
	〃	法人事業税交付金	7,170,090											7,170,090
		計		171,265,179		74,790	17,492					440,998		533,280
総務事務センター	総務費	総務管理費	7,577,315			310					107,781		108,091	7,469,224
市 町 村 課	総務費	市町村振興費	1,856,621	290	80,883	2					1,069,445		1,150,620	706,001
	〃	選 挙 費	2,796,265	1,440,161		10					7		1,440,178	1,356,087
	計		4,652,886	1,440,451	80,883	12					1,069,452		2,590,798	2,062,088
秘 書 課	総務費	総務管理費	235,505								29		29	235,476
報道・広聴課	総務費	報道・広聴費	168,368								981		981	167,387
部 計			361,857,829	10,482,922	155,673	77,954	402,540				1,651,874	1,273,900	14,044,863	347,812,966



## 6 令和4年度競輪事業特別会計予算

(単位：千円)

課名	款	項	現計予算額	特 定 財 源							一般財源	
				競輪事業収入	国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	繰越金		計
総務課	競輪事業支出	競輪事業費	15,483,636	15,350,327					133,309		15,483,636	
	〃	積立金	1,477	1,477							1,477	
	〃	繰出金	100,000	100,000							100,000	
	〃	予備費	547,888	20,609						527,279	547,888	
	計			16,133,001	15,472,413					133,309	527,279	16,133,001

## 7 令和4年度公債管理特別会計予算

(単位：千円)

課名	款	項	現計予算額	特 定 財 源							一般財源		
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	諸収入	県債		計	
財政課	公債管理支出	公債費	174,577,400				137,542	44,434,358			130,005,500	174,577,400	

## 8 令和4年度市町村振興資金特別会計予算

(単位：千円)

課名	款	項	現計予算額	特 定 財 源							一般財源	
				国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入		計
市町村課	市町村振興資金支出	市町村振興資金支出	800,000						1	799,999	800,000	
	〃	繰出金	59,000							59,000	59,000	
	〃	予備費	1,000							1,000	1,000	
	計			860,000						1	859,999	860,000

## 各課(室)の概況

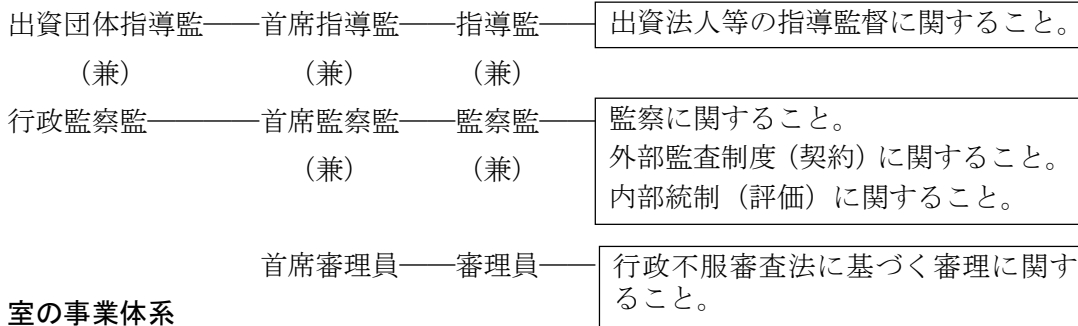
## II 各課（室）の概況

### 出資団体指導・行政監察室

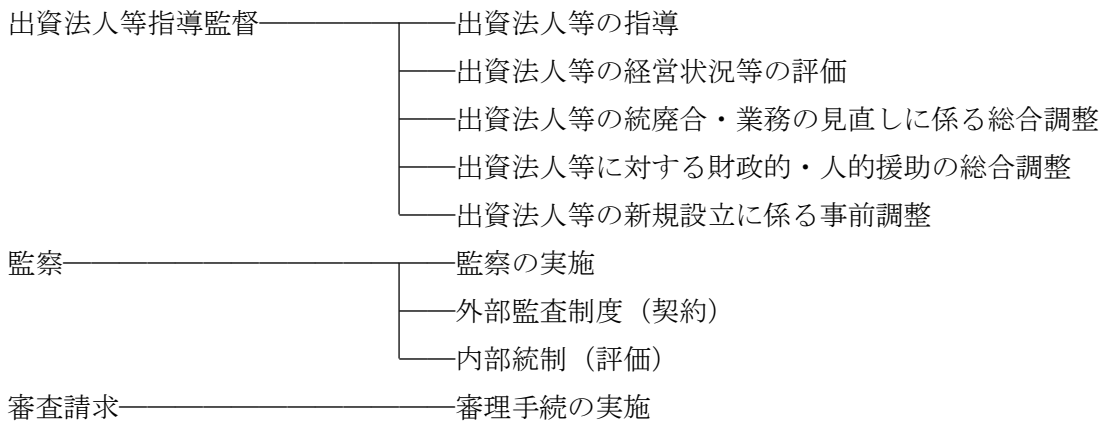
◎ 出資団体指導・行政監察室の運営の基本

- 1 県行政を補完する出資法人等が設立目的に沿った的確なサービスを提供するとともに、自律性を高め、採算性重視を旨とした健全で効率的な経営を推進していけるよう出資法人等に対し適切な指導等を行う。
- 2 県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図るため、必要に応じて監察を実施する。
- 3 行政不服審査法に基づく審査請求について、公正な審理を行う。

◎ 室の組織と分掌事務



◎ 室の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額												
1. 出資法人等指導監督	(1) 指導監督対象出資法人等の状況（令和4年4月1日現在）													
	区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">出資法人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">援助 法人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財団法人</td> <td style="text-align: center;">社団法人</td> <td style="text-align: center;">特殊法人</td> <td style="text-align: center;">会社法人</td> <td style="text-align: center;">学校法人</td> </tr> </table>	出資法人					援助 法人	合計	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人
	出資法人					援助 法人	合計							
	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法人	学校法人									
	県内法人	18    1    5    8    -	1    33											
県外法人等	27    5    7    5    1	-    45												
計	45    6    12    13    1	1    78												
	(注) 援助法人：出資法人以外で県が財政的・人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているもの													
		千円 791												

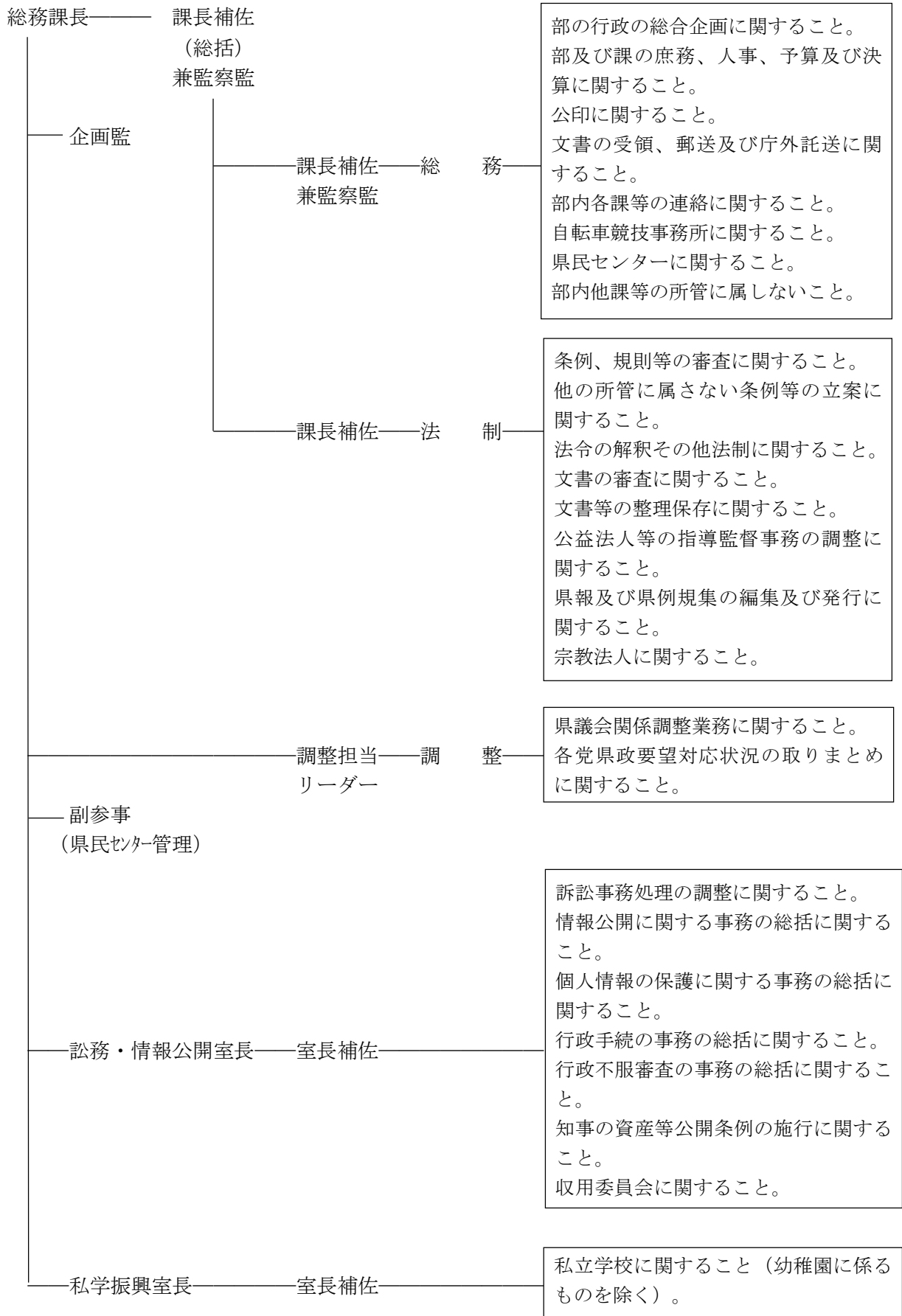
事業名	事業の概要	現計予算額
	<p>(2) 条例に基づく指導監督等</p> <p>① 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成 15 年茨城県条例第 3 号）」に基づき、出資法人等に対する指導監督の統一性の確保と事業の効率的・効果的な実施を図る。</p> <p>② 条例に基づき、以下の指導監督等を行う。</p> <p>ア 運営に関する助言等 効率的・効果的な事業運営、適正な財務運営、積極的な情報公開等が行われるよう助言、指導又は勧告を行う。</p> <p>イ 経営評価 県の出資割合が 2 分の 1 以上かつ収入総額及び支出総額が 1 億円を超える法人に対し、事業の実施状況、経営状況等に基づく評価結果を踏まえて、経営の健全化など必要な措置を講ずるよう求める。評価結果については、議会に報告するとともに公表する。</p> <p>③ 県出資団体等調査特別委員会等の提言を踏まえた取組 県出資団体等調査特別委員会（平成 26 年 11 月）や変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会（令和 3 年 12 月）の提言を踏まえ、出資団体改革を推進するとともに、精査（準精査）団体等の改革工程表の取組内容が確実に実施されるよう進行管理の徹底を図る。</p> <p>④ 県出資団体等経営改善専門委員会の運営 経営評価結果等を踏まえ経営改善等の検討が必要な団体について意見等を聴取するとともに、出資団体改革に向けた取組状況の進行管理を行う。</p>	
2. 監察の実施	<p>県行政の適正かつ効率的な執行及び県職員の服務規律の確立を図ることを目的とし、必要に応じて監察を実施する。</p> <p>また、公益通報者保護法に基づく公益通報に係る窓口として、外部の労働者及び内部の職員等からの公益通報の受付・処理を行う。</p>	165
3. 外部監査	<p>外部監査契約の締結や監査結果報告に基づく改善措置の取りまとめ等を行う。</p>	16,500
4. 内部統制	<p>地方自治法に基づく内部統制の評価を行う。</p>	
5. 審査請求	<p>行政不服審査法に基づく審理手続を行う（知事が審査庁である場合に限る。）。</p>	

## 総務課

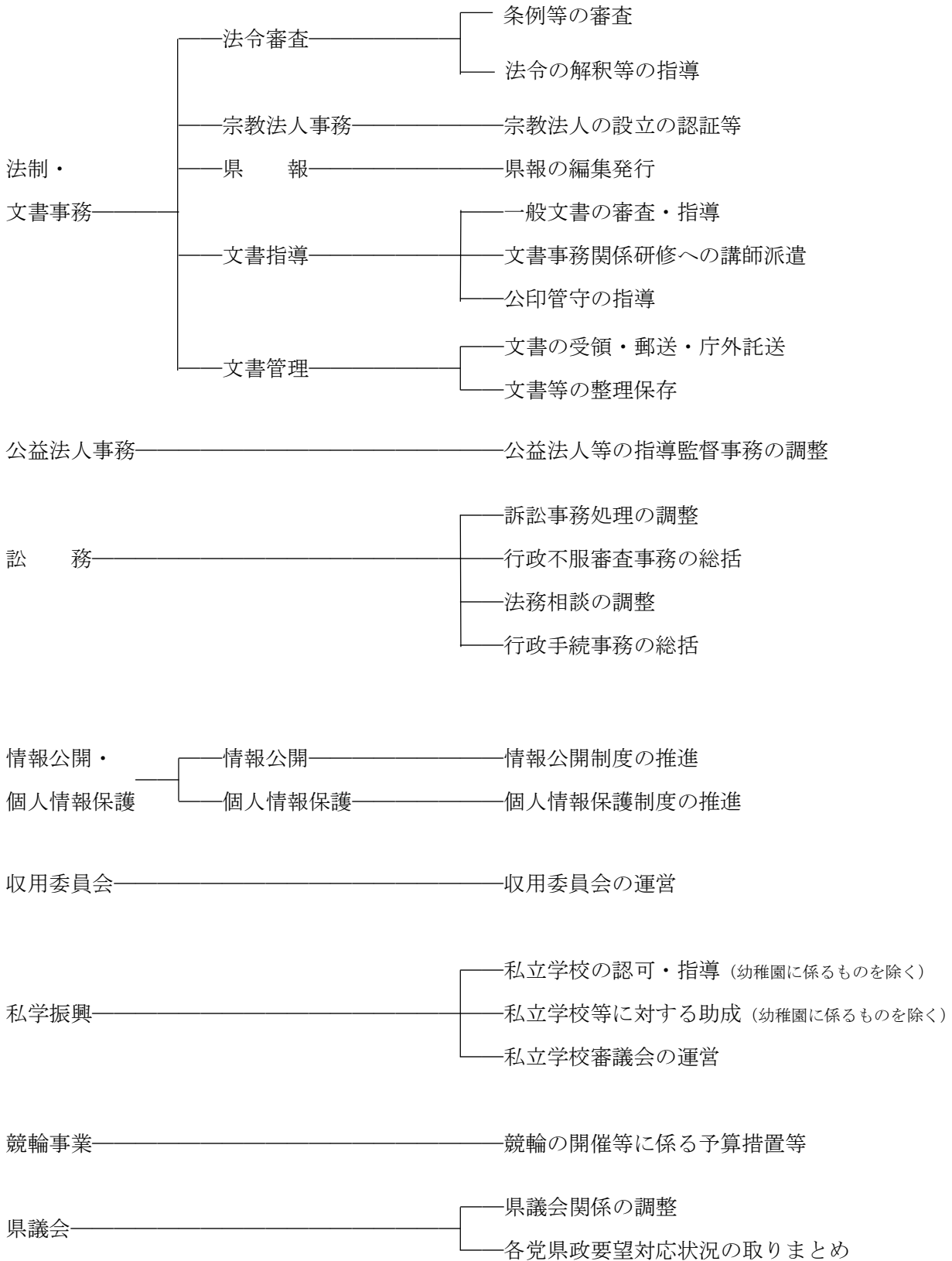
### ◎ 総務課の運営の基本

- 1 部の幹事課として、部の行政の総合企画、部の事務事業の進行管理、部の予算の適正執行、部内各課等の連絡・調整を行い、部内各課（室）の事務事業が円滑に執行されるよう配慮するものとする。  
また、県議会関係業務について、各部局との連絡・調整を行う。
- 2 法制・文書事務については、条例案、規則案その他の案件の審査・調整を行うことにより、法制面から行政の適正な執行を確保するとともに、県の事務執行の基本となる文書事務について、指導、研修等を行うことにより、事務の適正かつ能率的な処理を推進するものとする。
- 3 公益法人等事務については、公益法人等の指導監督事務が適正に執行されるよう、各所管課への助言・指導及び各法人への支援を行うものとする。
- 4 訴訟事務については、県又は県の機関を当事者とする訴訟事件の処理を円滑に進められるよう支援を行うものとする。
- 5 情報公開制度については、茨城県情報公開条例の適正な運用に努め、県の保有する情報の一層の公開を図るものとする。
- 6 個人情報保護制度については、茨城県個人情報の保護に関する条例の適正な運用に努め、個人の権利利益の保護を図るものとする。
- 7 行政不服審査事務については、行政不服審査法の適正な運用に努め、県民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。
- 8 収用委員会の事務については、土地収用法に基づく適正な処理を行い、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るものとする。
- 9 私学教育の振興については、私立学校への経常費助成の充実等に努め、私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図るものとする。
- 10 県財政の健全化に資するため、競輪事業を施行する。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 法制	条例案、規則案その他の案件の審査・調整を行い、法制面から行政の適正な執行を確保する。	千円 3,090
2. 公益法人事務	法人の公益性等を審議する公益認定等審議会の運営を行うとともに、各所管課への助言・指導及び各法人への支援を行う。	1,452
3. 訴訟事務	県又は県の機関を当事者とする訴訟事務の処理が円滑に進められるよう、訴訟事務に関する連絡・調整を行う。	2,784
4. 情報公開	各課所の研修・指導、職員に対する意識啓発、県民への制度の普及啓発及び情報公開・個人情報保護審査会の円滑な運営を図り、情報公開制度の適正な運用に努める。	1,270
5. 個人情報保護	職員に対する意識啓発、県民への制度の普及啓発及び情報公開・個人情報保護審査会の円滑な運営を図り、個人情報保護制度の適正な運用に努める。	1,166
6. 行政不服審査事務	行政不服審査法に基づく審査請求等について行政不服審査会の運営を行うとともに、各所管課への助言・指導を行う。	2,068
7. 収用委員会の運営	土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決申立て事件について、会議及び審理を開催するとともに、現地調査を実施して裁決を行う。	6,375
8. 私学教育の振興 (幼稚園に係るものを除く。)	私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化等を図るため、次のような補助事業等を実施する。	
	ア 私立高等学校等経常費補助事業費 人件費、教育研究費、管理経費等の経常的経費に対し補助を行う。	10,012,180
	イ 私立高等学校等就学支援事業費 私立高等学校等の生徒に対して、就学支援金として授業料の一定額を支給する。	7,345,340
	ウ 私立高等学校等授業料減免事業費 経済的理由により授業料納入が困難な生徒の授業料等の減免を行った学校法人に対して補助を行う。	232,692
	エ 私立高等学校等奨学給付金事業費 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給する。	266,358



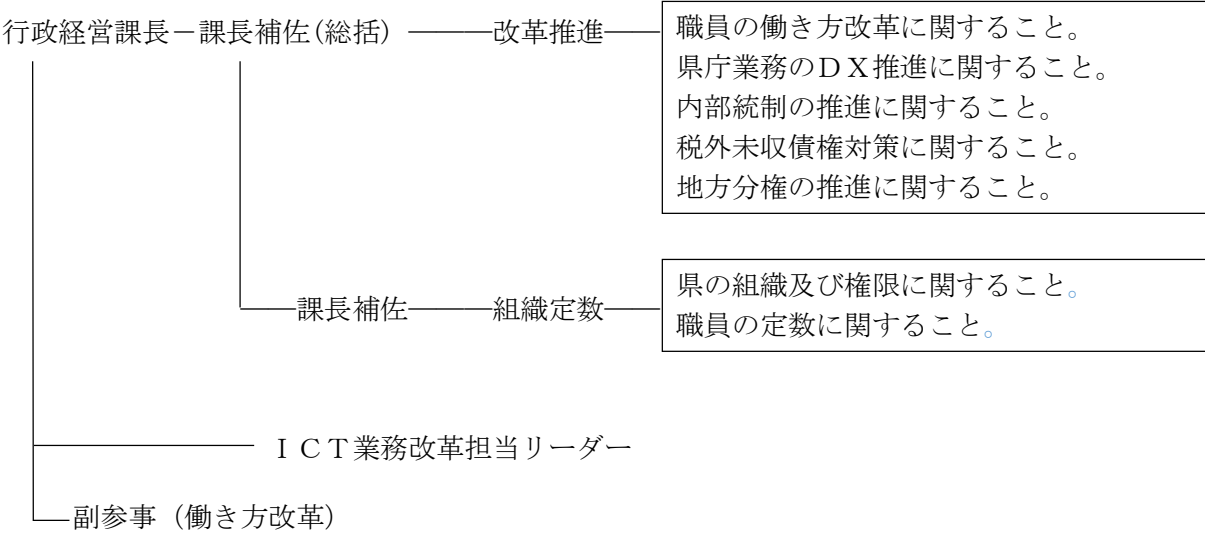
事業名	事業の概要	現計予算額
9. 競輪事業	オ 専修学校経常費等補助事業費 学校法人立専修学校の運営費等に対し補助を行う。	千円 136,117
	カ 私立専門学校修学支援事業費 経済的理由により授業料・入学金の納入が困難な学生の授業料等の減免を行った学校法人等に対して補助を行う。	488,194
	自転車競技事務所において、下記のとおり競輪事業を実施する。	16,133,001
	ア 県営競輪の開催 取手競輪場（通称：楽天ケイドリームスバンク取手）において競輪を開催する。 ・普通競輪 48 日 ・記念競輪 4 日 計 52 日（令和4年度予定）	
	イ 取手競輪場の管理運営 他の競輪施行者に取手競輪場施設を次のとおり貸与するとともに、施設及び環境の整備に努め、ファンサービスの向上を図る。 ・取手市 普通競輪： 6 日（令和4年度予定） 臨時場外： 延 95 日（令和4年度予定）	
	ウ 場外車券発売事務の受託 他の競輪施行者からの委託を受け、取手競輪場において全国各地で開催される競輪の場外車券発売を行う。	
エ 専用場外車券売場の管理施行 「サテライトしおさい鹿島」及び「サテライト水戸」で車券発売を行う全国の競輪場との連絡、調整を行う。		

# 行政経営課

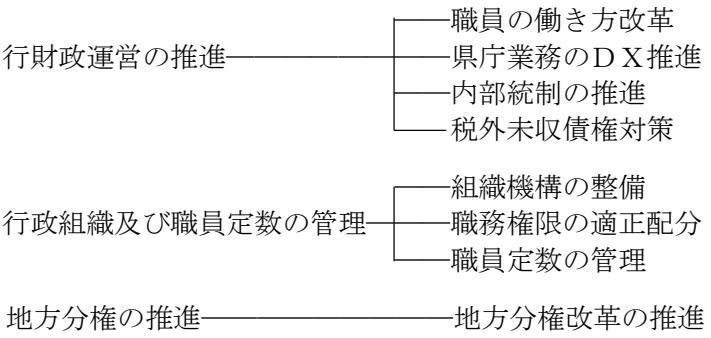
## ◎ 行政経営課の運営の基本

- 1 簡素で効率的な行政運営体制の確立を目指し、計画的な組織・定数の管理に努める。  
また、職員の働き方改革や県庁業務のDX推進等による「仕事の生産性向上」、メリハリの効いた財政運営、税外未収債権対策等、戦略的な行財政運営を推進する。
- 2 地方分権をより一層推進するため、国と地方の役割分担の明確化、国から地方への権限移譲や地方税財源の充実強化、国の義務付け・枠付けの廃止・縮小等を、全国知事会等と連携しながら国に強く働きかけ、地方の自主性・自立性を拡大していく。

## ◎ 課の組織と分掌事務



## ◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
<p>1. 行財政運営の推進</p> <p>2. 組織・定数管理</p> <p>3. 地方分権の推進</p>	<p>戦略的な行財政運営を着実に推進する。 職員の働き方改革やICTを活用した県庁の業務改善等により、仕事の生産性向上を推進する。 地方自治法に基づく内部統制を着実に推進する。 未収債権への対応方針に基づき最大限の回収整理に努めるとともに、債権所管課における適正な債権管理を促進する。</p> <p>時代のニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、職員が新たな発想で積極的に挑戦できる体制、スピード感のある事務執行体制、「選択と集中」によるメリハリのある体制の3つの柱を基本に、組織体制づくりと適正な人員配置を行う。</p> <p>地方分権を全庁的に推進するとともに、全国知事会等と連携して国との関係の見直しを図る。</p>	<p>千円</p> <p>157,632</p>

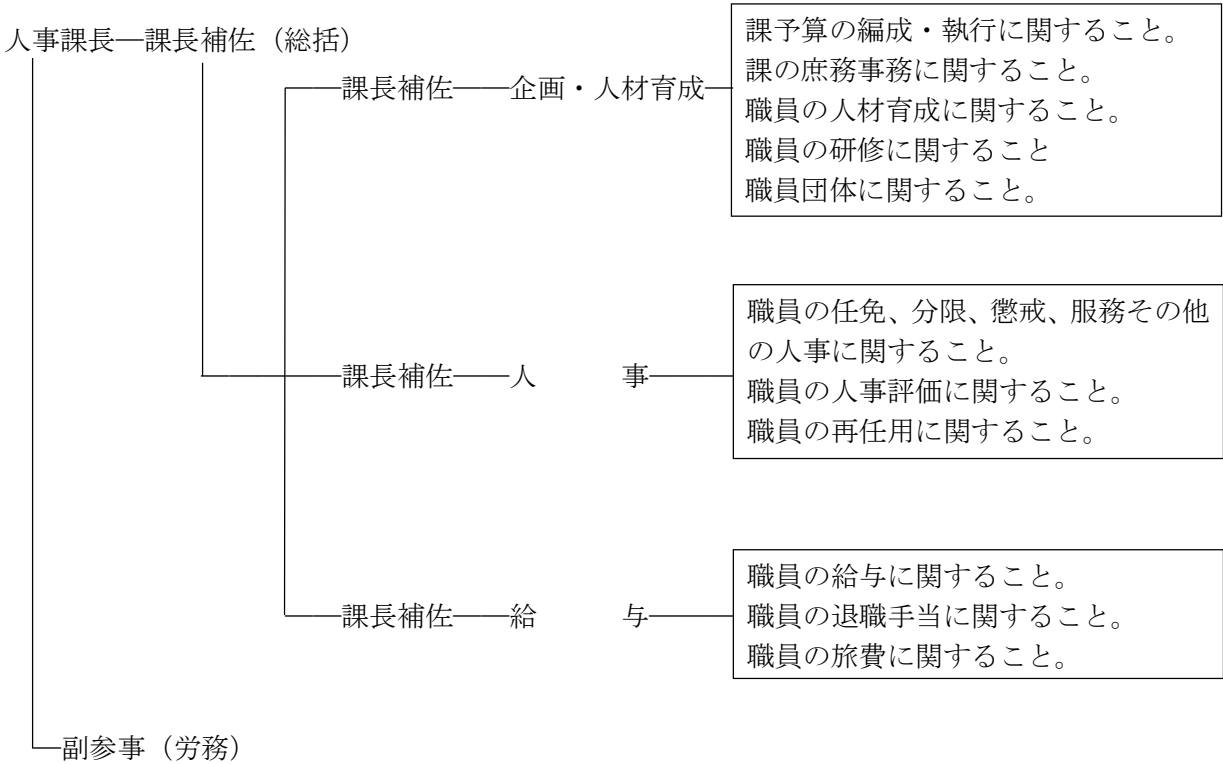
# 人事課

## ◎ 人事課の運営の基本

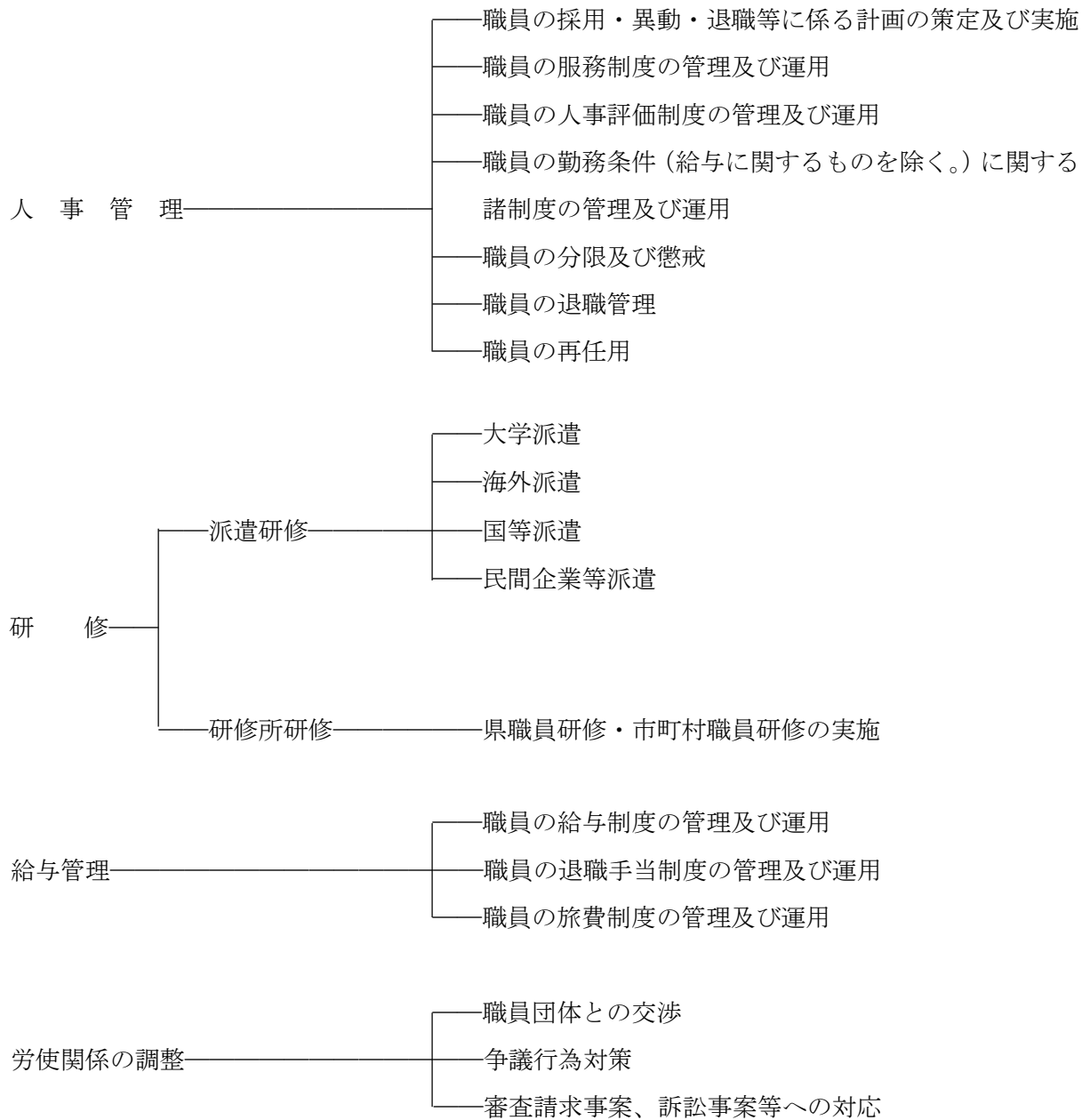
社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化に的確に対応できる自主的・自立的な行政運営体制を確立するため、職員がその能力を最大限に発揮でき、かつ、勤務意欲の向上が図られることを基本として、次の方針により人事管理を行う。

- 1 組織の活力を高め、執行体制の円滑化を図るため、「人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や政策法務能力等を育成する職員研修の充実、民間企業派遣や人事交流の推進による人材の育成・有効活用、勤務実績と能力を一層重視した人材登用による職員の士気の高揚等に留意し、適正な人事管理を行う。
- 2 公務能率の向上を図ることを基本として、職員の給与制度及び休暇制度等勤務条件の適正な管理と運用を行う。
- 3 職員のスべてに、その地位と責任を十分に自覚させ、サービスの厳正を期する。
- 4 地方公務員法の趣旨に沿って、正常かつ良好な労使関係の樹立に努めるとともに、規律ある職場秩序を確立するよう努める。

## ◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額																																														
1. 人事管理	<p>ア 適正な人事管理</p> <p>優秀な人材の採用確保に努めるとともに、人事管理に必要な資料を整備し、職員の適性、能力、勤務成績その他人事管理に必要な事項を的確に把握し、これらに基づいて適材適所の人事配置を行う。</p> <p>(7) 職員の採用 (令和4年4月1日付)</p> <table border="1" data-bbox="464 611 1225 801"> <thead> <tr> <th>試験採用数</th> <th>大学卒業程度</th> <th>高校卒業程度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>161人</td> <td>9人</td> <td>170人</td> </tr> <tr> <td>その他採用数</td> <td colspan="3">79人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="3">249人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く。令和3年度の中途採用者を含む。)</p> <p>(イ) 定期人事異動の実施状況 (令和4年4月1日付)</p> <table border="1" data-bbox="464 987 1225 1323"> <thead> <tr> <th>職層 職種</th> <th>部長級</th> <th>課長級</th> <th>課長補佐 及び 係長級</th> <th>一般</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務</td> <td>32人</td> <td>155人</td> <td>486人</td> <td>246人</td> <td>919人</td> </tr> <tr> <td>技術</td> <td>19</td> <td>106</td> <td>409</td> <td>252</td> <td>786</td> </tr> <tr> <td>技能労務</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51</td> <td>261</td> <td>895</td> <td>500</td> <td>1,707</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 退職者に対する感謝状の贈呈</p> <p>多年にわたり県職員として職務に精励し、県行政推進に努力した功績に感謝するため、20年以上勤続して退職する職員等に感謝状を贈呈する。</p> <p>令和3年度感謝状贈呈者 224人</p>	試験採用数	大学卒業程度	高校卒業程度	計		161人	9人	170人	その他採用数	79人			計	249人			職層 職種	部長級	課長級	課長補佐 及び 係長級	一般	計	事務	32人	155人	486人	246人	919人	技術	19	106	409	252	786	技能労務	—	—	—	2	2	計	51	261	895	500	1,707	<p>千円 26,943</p>
試験採用数	大学卒業程度	高校卒業程度	計																																													
	161人	9人	170人																																													
その他採用数	79人																																															
計	249人																																															
職層 職種	部長級	課長級	課長補佐 及び 係長級	一般	計																																											
事務	32人	155人	486人	246人	919人																																											
技術	19	106	409	252	786																																											
技能労務	—	—	—	2	2																																											
計	51	261	895	500	1,707																																											

事業名	事業の概要	現計予算額																																																										
	<p data-bbox="486 297 852 329">イ 定年・勸奨退職者の状況</p> <p data-bbox="486 340 879 371">令和3年度定年・勸奨退職者数</p> <table border="1" data-bbox="486 376 1246 656"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部長級</th> <th>課長級</th> <th>課長 補佐級</th> <th>係長級</th> <th>一般</th> <th>技労</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年</td> <td>33人</td> <td>67人</td> <td>49人</td> <td>20人</td> <td>一人</td> <td>3人</td> <td>172人</td> </tr> <tr> <td>勸奨・ 普通</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>64</td> <td>1</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>70</td> <td>63</td> <td>42</td> <td>64</td> <td>4</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="619 667 1230 698">(教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く)</p> <p data-bbox="512 757 1249 878">公共的団体から退職職員の受入要請があった場合に、退職者のうち再就職を希望する者の中から、適任者を推薦している。</p> <p data-bbox="486 936 963 967">令和3年度部長級退職者の再就職状況</p> <table border="1" data-bbox="486 972 895 1128"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職者数</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>再就職</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="486 1229 711 1261">ウ 職員の再任用</p> <p data-bbox="512 1274 1249 1395">高齢職員の知識・経験等を活用するため、定年退職者等のうち、公務内で働く意欲と能力のある者の適切な任用・配置を行う。</p> <p data-bbox="486 1411 1230 1442">再任用者数 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="486 1447 1246 1637"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> <th>技術</th> <th>技能労務</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>60人</td> <td>28人</td> <td>3人</td> <td>91人</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>123</td> <td>72</td> <td>16</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>183</td> <td>100</td> <td>19</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="619 1648 1230 1680">(教育委員会、警察本部、一部企業会計分を除く)</p> <p data-bbox="486 1783 711 1814">エ 人事評価制度</p> <p data-bbox="512 1827 1249 1948">業務の遂行過程で発揮された能力や、業務の成果として顕れた業績を評価する人事評価制度について、任用や給与等の人事管理に活用する。</p>	区分	部長級	課長級	課長 補佐級	係長級	一般	技労	計	定年	33人	67人	49人	20人	一人	3人	172人	勸奨・ 普通	—	3	14	22	64	1	104	計	33	70	63	42	64	4	276	区分	人数	退職者数	33人	再就職	22人	区分	事務	技術	技能労務	計	新規	60人	28人	3人	91人	更新	123	72	16	211	計	183	100	19	302	千円
区分	部長級	課長級	課長 補佐級	係長級	一般	技労	計																																																					
定年	33人	67人	49人	20人	一人	3人	172人																																																					
勸奨・ 普通	—	3	14	22	64	1	104																																																					
計	33	70	63	42	64	4	276																																																					
区分	人数																																																											
退職者数	33人																																																											
再就職	22人																																																											
区分	事務	技術	技能労務	計																																																								
新規	60人	28人	3人	91人																																																								
更新	123	72	16	211																																																								
計	183	100	19	302																																																								

事業名	事業の概要	現計予算額
2. 研修	<p>高度の研修を効果的に実施することにより、県行政全体の向上に資する。</p> <p>ア 派遣研修</p> <p>各種制度等を調査・研究させ、県行政に反映させる。</p> <p>(ア) 自治大学校派遣研修 2人 第1部課程、第1・2部特別課程</p> <p>(イ) 大学院派遣研修 1人 政策研究大学院大学</p> <p>(ウ) 国派遣研修 21人 内閣府2、総務省2、厚生労働省1、 農林水産省2、経済産業省3、国土交通省9、 環境省1、原子力規制庁1</p> <p>(エ) 民間企業等派遣研修 14人 日本貿易振興機構5、移住・交流推進機構1、 国立感染症研究所1、国土技術政策総合研究所1、 常陽銀行2、JTB1、カルビー1、 イオンリテール1、東日本高速道路1</p> <p>(オ) 海外派遣研修 2人 創造型国際研修(個人)2</p> <p>イ 研修所研修</p> <p>職員に対し、行政上必要な知識の習得及び資質の向上を図るため、自治研修所において研修を行う。</p> <p>なお、県職員研修については、より質の高い効果的な研修を行うため、民間事業者へ包括委託を実施する。</p> <p>(ア) 県職員研修 2,260人(令和4年度計画)</p> <p>(イ) 市町村職員研修 2,643人( )</p>	<p>千円</p> <p>71,536</p>



事業名	事業の概要	現計予算額
3. 給与管理	<p>従来から人事委員会勧告に基づき、公務をめぐる環境の変化に適切に対応した所要の制度改正を行ってきたところであるが、引き続き、国及び他の都道府県の動向にも留意しつつ、給与制度の整備について検討を進める。</p> <p>ア 本県給与の体系 (ア) 給与の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月きまって支給されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>給料</li> <li>扶養手当</li> <li>地域手当</li> <li>住居手当</li> <li>その他（管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当）</li> </ul> </li> <li>支給単位期間ごとに支給されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当</li> </ul> </li> <li>勤務した実績に応じて、支給されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外勤務手当</li> <li>特殊勤務手当</li> <li>その他（夜間勤務手当、宿日直手当等）</li> </ul> </li> <li>臨時に支給されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>期末手当・勤勉手当</li> </ul> </li> <li>退職時に支給されるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>(イ) 初任給の状況（令和4年4月1日現在） 行政職 大学卒直採 188,700円           高校卒直採 154,900円</p> <p>(ウ) 期末・勤勉手当の支給割合 年間4.3月分</p> <p>(エ) 行政職平均給料月額（令和3年4月1日現在） 326,241円（平均年齢42.4歳）</p> <p>(オ) 退職手当の支給状況（令和3年度一般会計分） 支給総額 4,462,820,772円</p> <p>受給者数 327人 <ul style="list-style-type: none"> <li>定年及び勸奨退職 189人</li> <li>普通退職等 138人</li> </ul> </p> <p>一人平均支給額 13,647,770円 （特別職を除く）</p>	<p>千円</p> <p>4,605,389</p>

◎ 財政課の運営の基本

1 予算編成について

本県財政は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は改善傾向にあるが、社会保障関係費等の義務的な経費の増加や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、今後の税収の見通しが不透明であるなど、予断を許さない状況にある。

このような状況の中、事業の進捗状況や成果について点検・評価を行い、施策の「選択と集中」、限られた財源の有効活用を図るとともに、産業や人材の育成をはじめとした将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むなど、未来に希望の持てる新しい茨城づくりを推進していくことが課題となっている。

【令和4年度の当初予算編成について】

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、「4つのチャレンジ」を進化させながら加速させるため、県民の命と健康、暮らしを守り、社会経済活動との両立に注力するとともに、「いばらきの底力」を最大限引き出し、未来を見据えた施策を積極的に推進することで、県民幸福度No.1の「新しい茨城」づくりに挑戦することとした。

(1) 歳 入

- ア 県税収入については、経済情勢の推移、税制改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、県税徴収体制の充実等により税収確保に努めた。
- イ 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画及び関係法令の改正動向等を十分に勘案し、かつ県税収入を加えた一般財源総額の確保の観点も踏まえ本県所要額を計上した。
- ウ 国庫補助事業の適切な導入を図りながら、必要な国庫支出金の確保に努めた。
- エ 臨時財政対策債などの特例的県債を除く、通常県債残高の縮減に努めた。

(2) 歳 出

ア 歳出の見直し

- (ア) 一般行政費については、事業の数値目標やK P I、進捗状況等を踏まえ、P D C Aサイクルの展開による見直しを進め、財源・マンパワーを真に効果のある事業へ重点化した。
- (イ) 公共事業については、安心・安全や災害に強い県土づくりに取り組むとともに、令和3年度1月補正予算で国の「国土強靱化のための5か年加速化計画」に対応し288億円計上したことも踏まえ、令和4年度当初予算における国補公共事業は、9.6%減、また、県単公共事業は、新産業廃棄物処分場関連道路の整備に取り組むこととし、4.1%増とした。
- (ウ) 後年度において財政負担の著しい増加等をもたらす措置は原則としてとらないものとした。

## イ 行政の簡素効率化

(ア) 事務事業の見直しや事務執行方法等の改善等を進めることによって、適正な定員管理を図った。

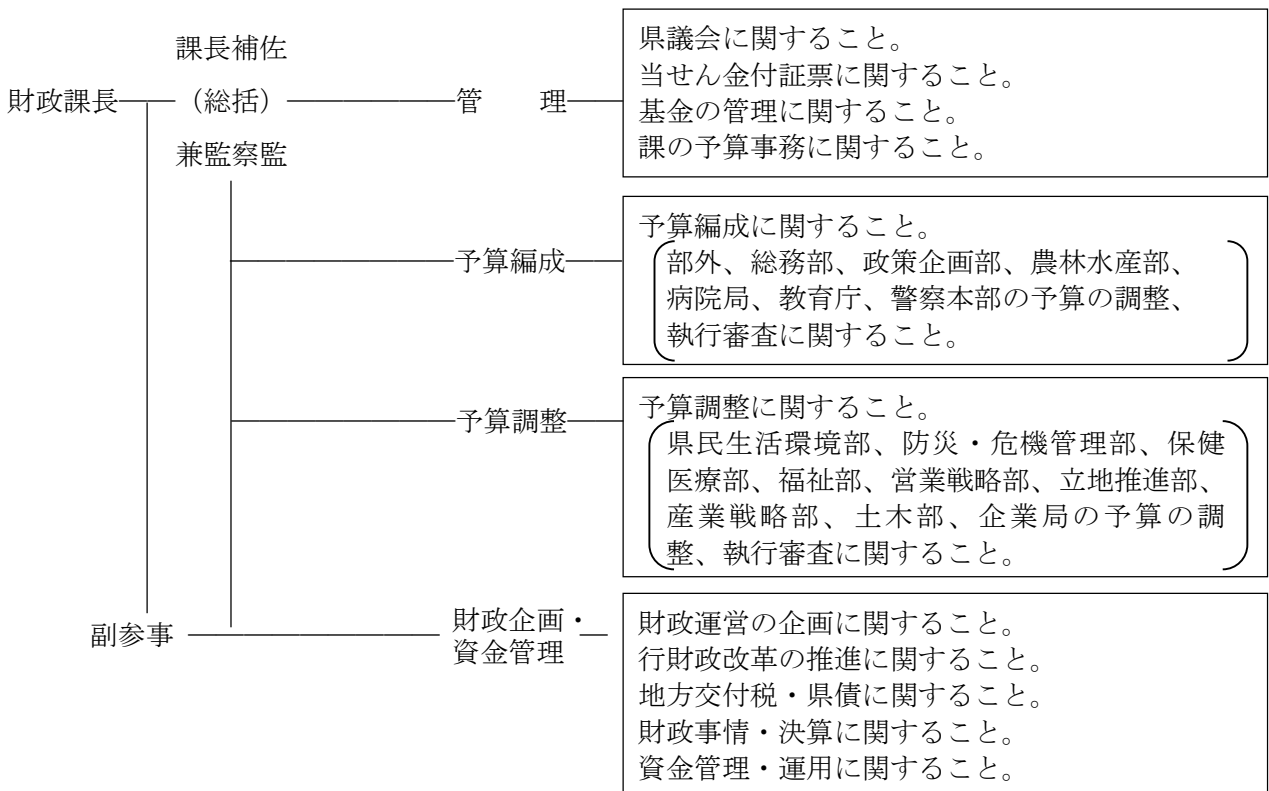
(イ) 民間活力の導入に関する基本指針を踏まえ、県実施事務事業の民間委託や指定管理者制度を活用した県立施設等の管理運営を進めるほか、部局主体の予算編成等を進め、事務処理の効率化を図り行財政のスリム化と合理化を推進した。

## 2 財政運営について

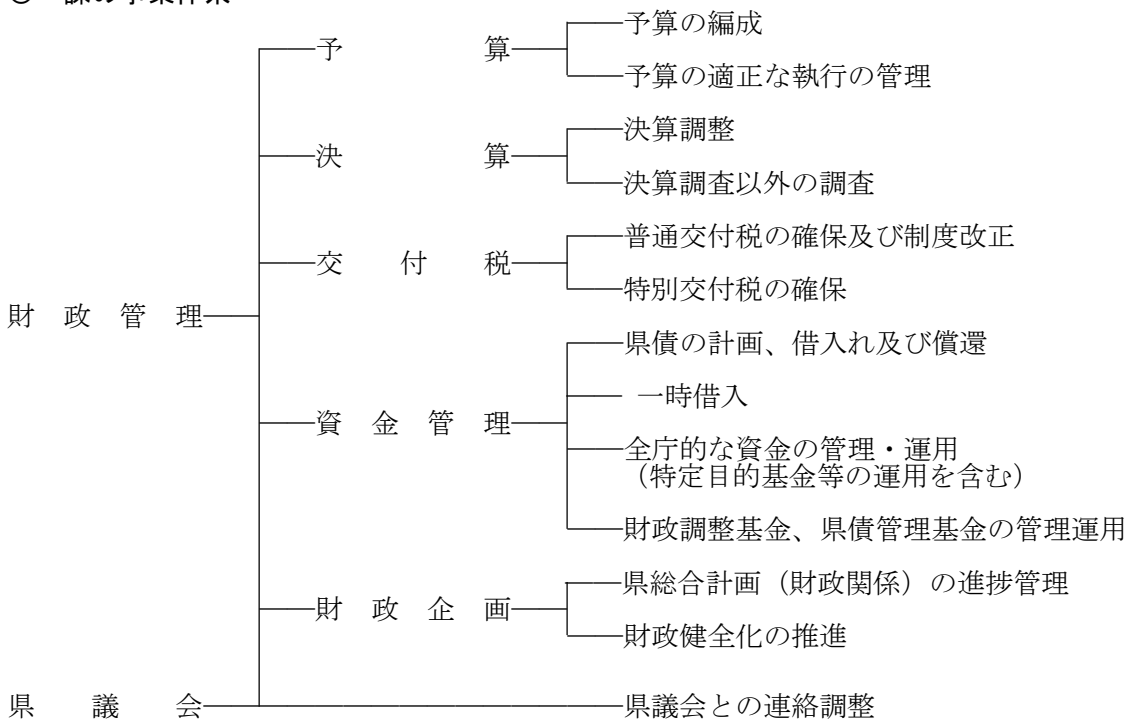
今後も、社会保障関係経費や公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等に係る経費の増加などが見込まれるとともに、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が大きく変動することもあることから、引き続き、歳出改革・歳入確保の取組を進め、未来に希望の持てる「新しい茨城づくり」を推進していく。

また、安定的な資金調達と金利変動リスクの抑制を図ることなどにより、効率的な資金管理を行う。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 県債管理	<p>国の地方債計画に基づき適切な起債計画を立て、その活用を図るとともに、年度計画に基づく適正な償還事務を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度起債計画額 94,859百万円</li> <li>・令和4年度末現債高（見込） 2,111,320百万円</li> <li>・公債費 145,386,942千円</li> <li>元金 105,896,796千円</li> <li>利子 7,438,255千円</li> <li>公債諸費 250,932千円</li> <li>繰出金 31,787,116千円</li> <li style="padding-left: 20px;">（公債管理特別会計へ繰出）</li> <li>一時借入金利子 13,843千円</li> </ul>	千円 145,386,942
2. 基金管理	<p>安定した予算運営が可能となるよう、適切な基金の管理運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政調整基金への積立 30,598千円</li> <li>・県債管理基金への積立 47,290千円</li> </ul>	77,888

## 管 財 課

### ◎ 管財課の運営の基本

#### 1 公有財産の管理について

土地・建物等の公有財産の取得・管理・処分については、常に良好な状態において管理するとともに、財産の目的に応じ最も効率的な運用に努めるものとする。

#### 2 県庁舎等の管理について

県庁舎及び出先機関等の庁舎については、県民に親しまれる庁舎、行政事務を効率的に執行できる庁舎を基本的考えとして、その適切な維持保全に努めるものとする。

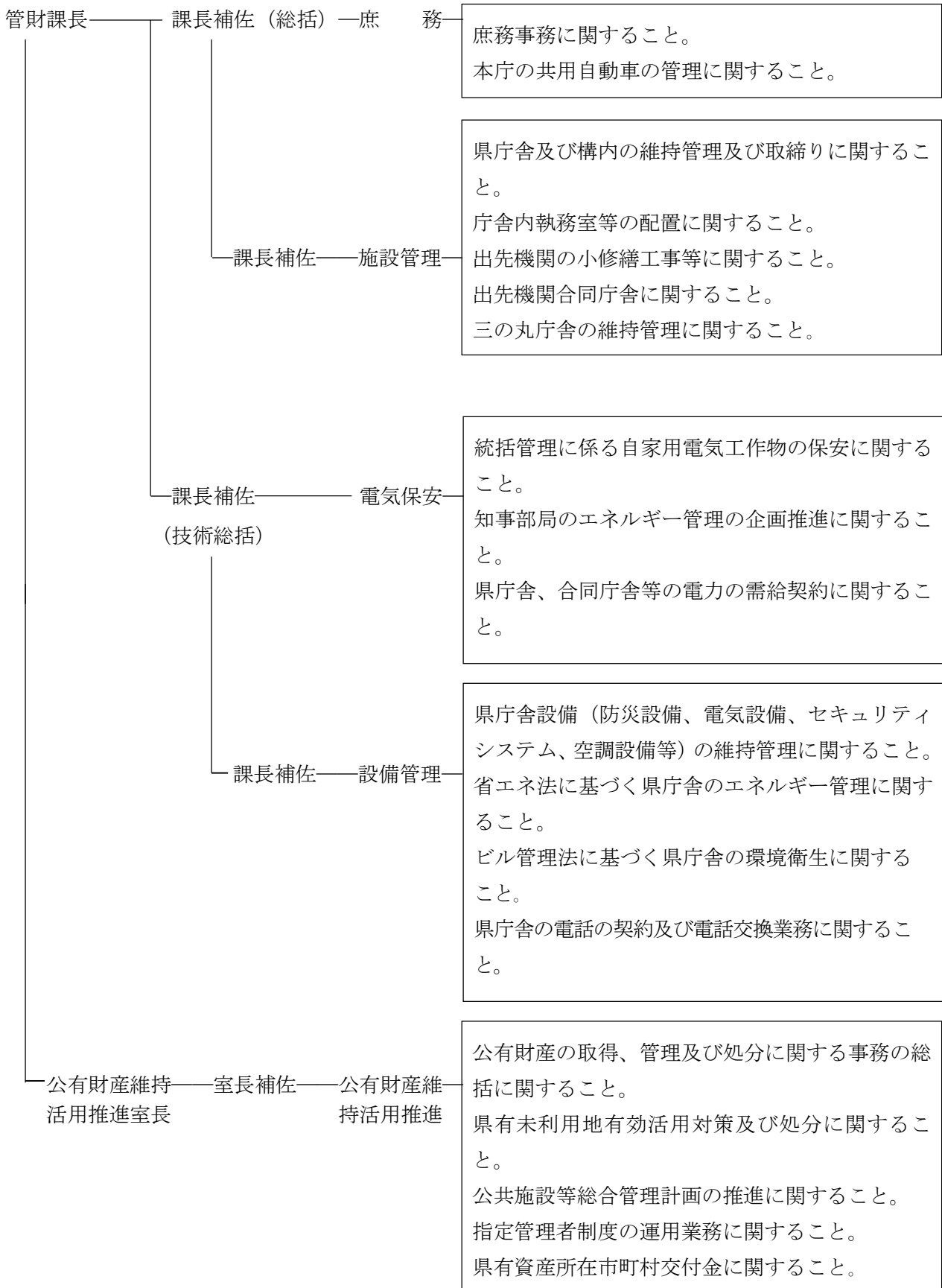
#### 3 県有未利用地有効活用対策

県が保有する未利用地については、庁内の再利用計画や地元市町村の利用計画がないものは、積極的に売却を推進する。

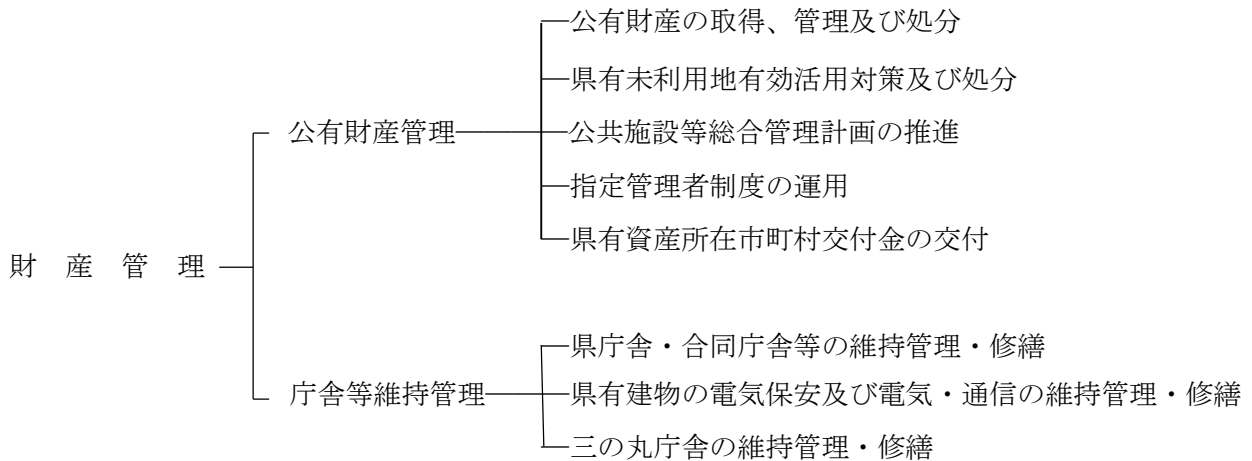
#### 4 公共施設等総合管理計画の推進

「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な情報共有等を行いながら、庁舎等の長寿命化や資産総量の適正化、資産の有効活用を推進する。

◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 財産管理		千円
(1) 公有財産管理	<p>ア 公有財産の取得、管理及び処分 行政需要に対応して各部局が行っている公有財産の取得、管理及び処分について、関係法令等に基づき適正な執行を図るため必要な指導調整を行う。 また、県と国及び市町村との間において処理すべき案件等について調整を図りながら適宜措置する。</p> <p>イ 県有未利用地有効活用対策及び処分 (ア) 未利用地の処分方針 県が保有する未利用地について、県内部における再利用計画の照会及び地元市町村の意向確認を行い、利用計画のないものについては、原則として一般競争入札により処分を推進する。</p> <p>(イ) 令和3年度売却実績 1.0億円</p> <p>ウ 公共施設等総合管理計画の推進 「茨城県公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な情報共有等を行いながら、庁舎等の長寿命化や資産総量の適正化、資産の有効活用を推進する。</p>	12,919
		10,678
		7,565



事業名	事業の概要	現計予算額
(2) 庁舎等維持管理	<p>エ 指定管理者制度の運用 事業者選定の公募・非公募の考え方など、全庁的に共通的な対応を図る必要がある事項について、制度の統一性を図るとともに、効率的、効果的な制度運営が可能となるよう、各部署と調整を図る。</p>	千円 —
	<p>オ ネーミングライツ（施設命名権）の運用 対象施設や募集条件など、全庁的に共通的な対応を図る必要がある事項について、統一性を図るとともに、効率的、効果的な運営が可能となるよう、各部署と調整を図る。</p>	—
	<p>カ 県有資産所在市町村交付金の交付 「国有資産等所在市町村交付金法」に基づき県有資産を県以外の者が使用している場合に、当該資産の所在する市町村に固定資産税に代わるものとして交付金を交付する。 水戸市外 37 市町村</p>	172,431
	<p>県庁舎及び出先機関等における建物や設備の修繕、更新等を計画的に実施し、施設の長寿命化や良好な執務環境の保全と庁舎機能の適正な維持保全を図る。</p>	2,496,944

## 税 務 課

### ◎ 税務課の運営の基本

自主財源である県税収入の確保に努めるとともに、地方分権が進展する中、税負担の公平性を確保し、納税者から信頼される税務行政を確立するため、適正かつ円滑な業務運営に努めるものとする。

#### 1 適正な課税

課税に当たっては、的確かつ十分な調査と法令の正確な適用により、課税の適正化に努めるものとする。

#### 2 公平な徴収

滞納者に対しては、大多数の善良な納税者との不公平が生じないように、き然かつ適切に対処するものとする。

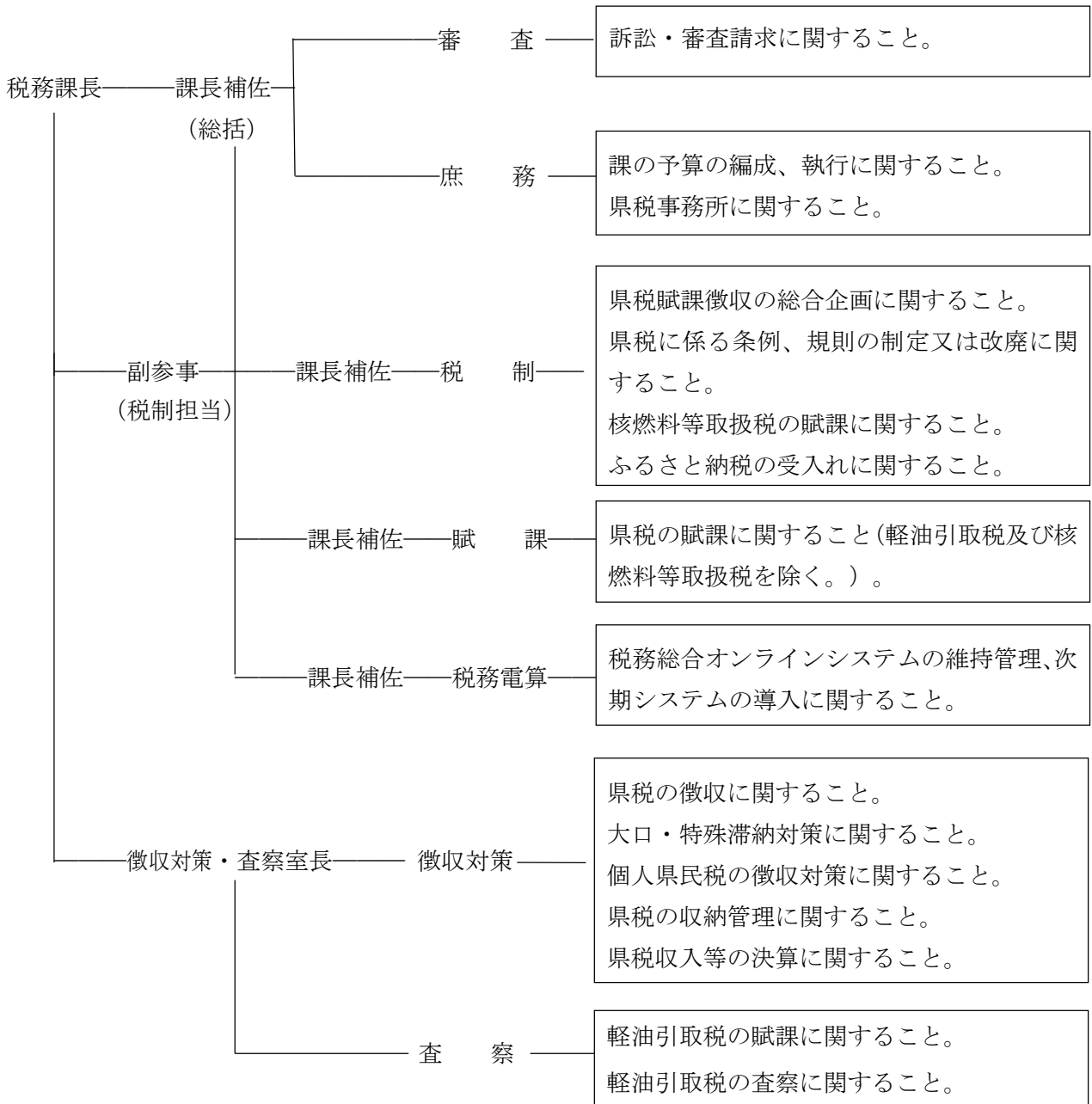
#### 3 自主納税の促進

納税意識の普及啓発に努めるとともに、納税者が納税しやすい環境を整備し、自主納税を促進するものとする。

#### 4 信頼される税務行政の確立

専門的知識の習得等、税務職員の資質の向上を図るとともに、納税者には、常に親切かつ誠意ある態度で対応し、信頼される税務行政の確立に努めるものとする。

◎ 課の組織と分掌事務





◎ 主要事務事業の概要

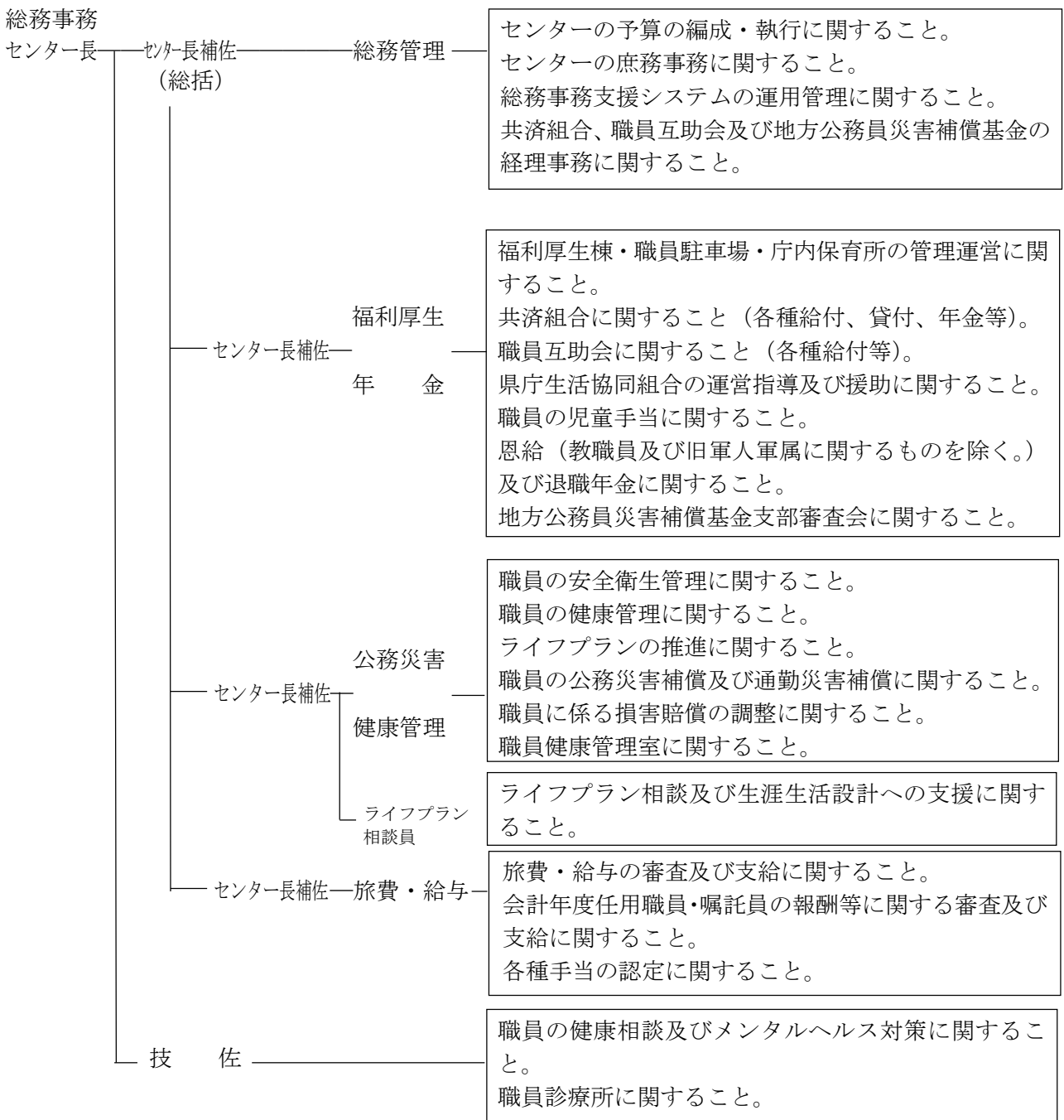
事業名	事業の概要	現計予算額
1. 県税の賦課徴収	地方税法及び茨城県県税条例の規定に基づき、県税の賦課徴収を行う。	千円 10,257,646
2. 県税徴収率向上対策	<p>自主財源の根幹をなす県税収入の確保に努めるため、下記の対策を講じる。</p> <p>ア 目標による進行管理 税務課、県税事務所、担当者ごとの目標値の設定と進行管理の徹底</p> <p>イ 滞納整理の強化 差押えや公売を中心とした滞納整理の実施</p> <p>ウ 主な税目ごとの徴収対策 (自動車税種別割) ・滞納の未然防止のため、納期内納付の促進に向けての広報活動の強化 ・債権及びタイヤロック方式による自動車の差押えやインターネット公売の実施 (個人県民税) 市町村との税務職員の相互交流等により、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化を支援</p> <p>エ 大口・困難事案対策 税務課徴収対策・査察室による一括整理</p> <p>オ 納税機会の拡大・自主納税の促進 納税者の利便性向上を図り、自主納税を促進するため、コンビニ納税のほか、クレジット納税、スマホ納税、電子納税及び口座振替などのキャッシュレス納税の普及促進及び県広報紙やラジオ等の様々な広報媒体を活用し効果的な税務広報を実施</p>	
3. 茨城租税債権管理機構に対する支援	<p>市町村税（個人県民税を含む。）の滞納整理を行う一部事務組合である「茨城租税債権管理機構」に対して、人的・財政的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的支援 税務経験を有する職員の派遣3名</li> <li>・財政的支援 補助金1,700万円</li> </ul>	
4. 税務総合オンラインシステムの維持管理及び次期システムの導入	<p>県税の課税、収納、滞納等の情報を集中管理するシステムの維持管理を行うとともに、クラウドを活用した他県との共同利用による次期システムの導入を進める。</p>	
5. 自主税財源充実方策の検討	<p>本県にふさわしい自主税財源の充実方策について、有識者からなる「茨城県自主税財源充実研究会」等を活用し、幅広い観点から研究を行う。</p>	

# 総務事務センター

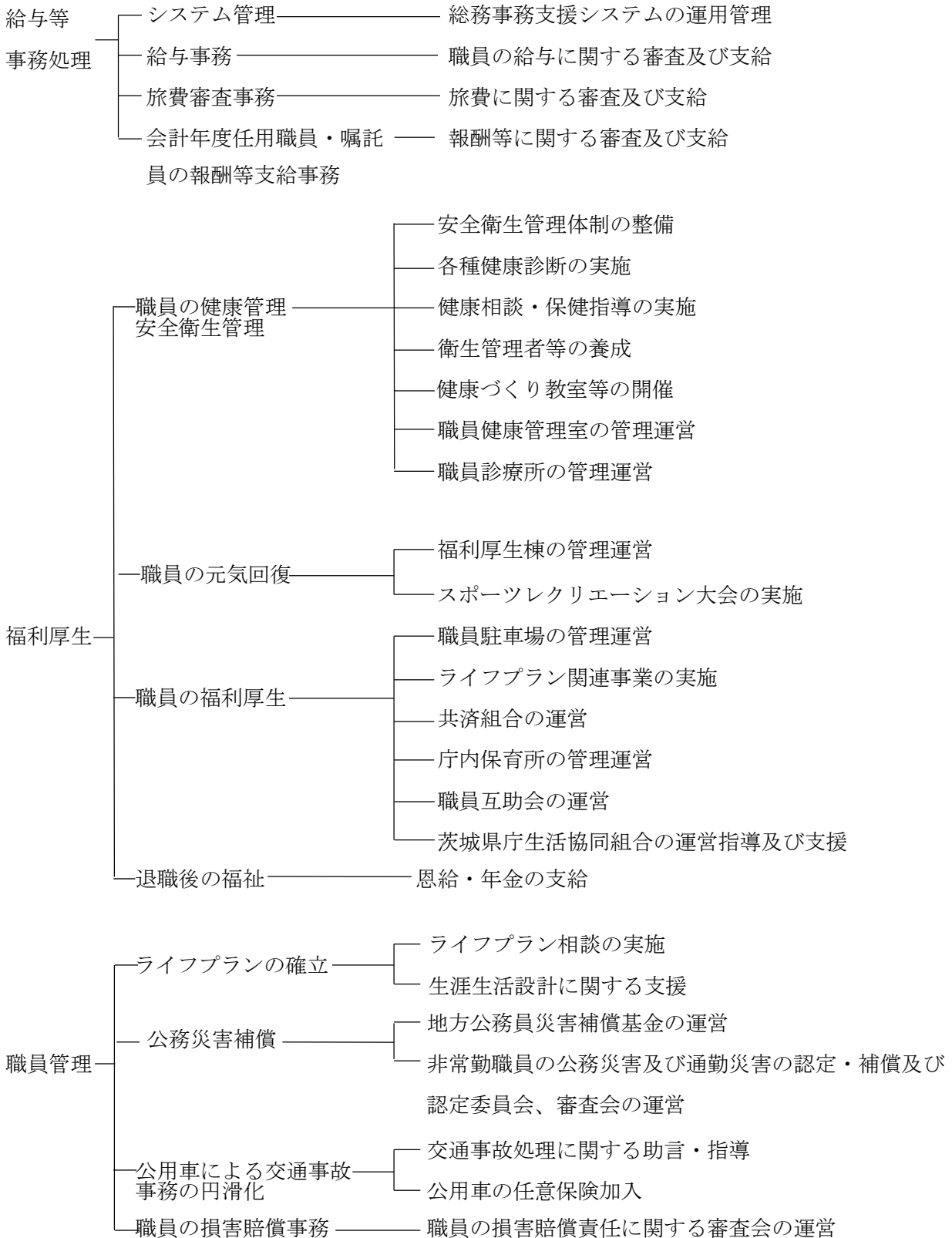
## ◎ 総務事務センターの運営の基本

- 1 簡素で効率的な行政運営体制づくりの一層の推進を図るため、職員の給与・旅費、福利厚生など全庁共通の内部管理事務を集約し、一元的に審査事務を行う。
- 2 職員が心身ともに健康であり、安心して職務に専念できるよう職員の健康増進、福利厚生に関する事業を行い、もって県行政事務の円滑な推進を図ることのできる職場環境づくりを行う。

## ◎ センターの組織と分掌事務



◎ センターの事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 給与等事務処理	職員の給与や旅費など全庁共通の内部管理事務を集約し、一元的に処理する。	千円
(1) システム管理	<p>総務事務支援システムの運用管理</p> <p>(ア) 職員の給与、旅費、福利厚生、会計年度任用職員及び嘱託員の報酬等の支給事務等を一元的に処理する総務事務支援システムの運用管理を行う。</p> <p>対象機関 知事部局、行政委員会、議会事務局、企業局、病院局（本庁）、教育庁（本庁）</p> <p>(イ) 職員の給与に関する条例の改正等に伴うシステム改修を行う。</p>	426,819
(2) 給与事務	<p>職員の給与に関する条例その他関係法令規則に基づき、例月給与等の手当に対する審査・認定を行い、給与を適正に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機関 知事部局（企業会計を除く。）、行政委員会、議会事務局、教育庁 1,028 所属</li> <li>・対象人数 30,082 人（令和4年3月現在）</li> <li>・支給額 平成30年度 2,002 億円 令和元年度 1,998 億円 令和2年度 1,967 億円</li> </ul>	29
(3) 旅費審査事務	<p>地方自治法等関係法令の規定に基づき支払う旅費について審査・確認し、支給する。</p> <p>また、全所属を対象として、システムで計算できない旅行について手計算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象機関 知事部局、行政委員会、議会事務局、教育庁（本庁及び教育事務所）、警察本部（警察署を除く。）、病院局（本庁）、企業局</li> <li>・審査件数 約6万7千件（令和2年度）</li> </ul>	20,011
(4) 会計年度任用職員・嘱託員の報酬等支給事務	<p>地方公務員法等関係法令に基づき、会計年度任用職員及び嘱託員の報酬計算及び通勤費を認定し、支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機関 知事部局（県外機関を除く。）、行政委員会、議会事務局、企業局、病院局（本庁）、教育庁（本庁）</li> <li>・対象人数 2,067 人（令和4年3月現在）</li> </ul> <p>※企業局、病院局（本庁）、下水道企業会計については、審査のみ</p>	



事業名	事業の概要	現計予算額
		千円
2. 福利厚生		
(1) 職員の健康管理 安全衛生管理	<p>ア 職員の安全、健康の確保及び快適な職場環境の形成を図るため、安全衛生管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者等の選任及び職場巡視</li> <li>・安全衛生委員会（調査審議機関）の審議運営 県委員会、本庁衛生委員会、出先委員会（22事業所）</li> </ul> <p>イ 定期健康診断等を実施し、疾病の早期発見と適切な健康管理の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断または人間ドック（年1回）</li> <li>・情報機器作業従事者健康診断（年1回）</li> <li>・検診の結果、有所見者となった職員を対象に健康診断・保健指導及び健康づくり教室の開催</li> <li>・茨城県職員健康維持増進事業の実施（県内23庁舎対象）</li> </ul> <p>ウ メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスチェックの実施</li> <li>・意識啓発の推進（さわやか通信等）</li> <li>・精神科医、精神保健相談員、保健師等による相談 （相談方法：面接（WEBによる面接を含む）、電子メール、電話）</li> <li>・委託医療機関等における相談体制の確保</li> <li>・所属長等を対象とする研修会の開催（年1回）</li> </ul> <p>エ 心身の不調を訴える職員の相談及び健康指導を行うため、職員健康カウンセラー及び職員健康管理室を設置。</p> <p>オ 県職員等の健康管理及び疾病等の早期医療を図るため、職員診療所の運営を行う。</p>	197,811
(2) 職員の元気回復	<p>職員の勤務意欲の向上と公務能率の確保を図るため元気回復事業を実施する。</p> <p>ア 福利厚生棟の管理運営</p> <p>イ スポーツレクリエーション大会の実施</p>	7,976
(3) 職員の福利厚生	<p>ア 職員駐車場の管理運営</p> <p>イ 庁内保育所の管理運営 県職員の働き方改革を推進するため、庁内保育所を設置・管理運営する。[令和元年12月開所] 定員30人程度 常時保育12人（令和4年3月31日現在）</p> <p>ウ ライフプラン関連事業</p> <p>(ア) ライフプランセミナーの開催（年1回） 57歳以上の職員</p> <p>(イ) ライフプラン講習会の開催（年4回） 58歳未満の職員</p> <p>(ウ) 地域社会活動体験研修会の開催</p>	32,764

事業名	事業の概要	現計予算額
	<p>エ 地方職員共済組合支部の運営  (ア)短期、長期給付及び保健、貸付事業  (イ)支部運営審議会の運営（委員 10 名）</p> <p>オ 職員互助会の運営  (ア)短期給付事業、福祉事業及び公益目的事業  (イ)評議員会、理事会の運営（評議員 8 名、理事 10 名）</p> <p>カ 県庁生活協同組合の運営指導及び支援  県庁生協の諸事業は、職員の福利増進に大きく寄与し、県が実施する福利厚生的一端を担っており、運営指導、支援を行う。</p>	千円 〔共済組合 県負担金 6,656,080〕
(4)退職後の福祉	恩給・年金の裁定、改定、支給 「恩給法」又は「退職年金及び退職一時金に関する条例」により退職者に恩給、年金を支給する。 恩給、年金受給者数 9 人（令和 4 年 3 月 31 日現在）	5,179
3. 職員管理		
(1)ライフプラン相談	職員が個々に抱えている職場内外の公私にわたる諸問題や生涯生活設計に関する問題等に対して、きめ細かな助言、情報の提供を行う。 相談件数：488 件（令和 3 年度）	8
(2)公務災害補償	<p>ア 地方公務員災害補償基金支部の運営  地方公務員災害補償法に基づき支部の運営を行う。  常勤地方公務員の公務災害及び通勤災害について任命権者に代わってその補償を行う。  認定件数：302 件（令和 3 年度）  （公務災害 279 件、通勤災害 23 件）</p> <p>イ 非常勤職員の公務災害補償  議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、非常勤の職員の公務災害及び通勤災害について補償を行う。  認定件数：8 件（令和 3 年度）  （公務災害 6 件、通勤災害 2 件）</p>	35,837
(3) 公用車による交通事故事務の円滑化	<p>ア 公用車による交通事故処理等に関し、円滑な事故処理手続を図るため、助言・指導を行う。</p> <p>イ 公用車について、任意保険に加入する。</p>	18,728
(4)職員の損害賠償事務	交通事故その他の損害賠償事案について、職員の損害賠償責任に関する審査会を開催する。 審査件数：20 件（令和 3 年度）	

### ◎ 市町村課の運営の基本

本格的な地方分権時代において、自治体は、自らの判断と責任のもと、地域特性に応じた個性豊かな活力あるまちづくりを進めていく必要がある。

一方、人口減少やデジタル化の進展など、時代は大きな転換点を迎えており、ますます高度化・多様化する行政需要に的確に応えていくため、市町村には、行政手続のデジタル化等による行政改革の推進や、財政運営の健全化・効率化による行財政基盤の強化が強く求められている。

このため、行財政運営に関する市町村への助言等は、各市町村の実情を考慮しつつ、次の事項に重点を置いて行うものとする。

- (1) 中長期的展望に立った計画的な行財政運営の確保
- (2) 行政運営の簡素化・効率化及び適正化
- (3) 権限移譲の推進
- (4) 広域連携の支援等
- (5) 合併市町への支援等
- (6) 税財政運営の健全化
- (7) 地方公営企業の経営基盤の強化と健全化
- (8) 選挙の適正な管理執行及び選挙に関する啓発

◎ 課の組織と分掌事務

市町村課長——課長補佐(総括)

——課長補佐——総務選挙——

課の予算の編成、執行に関する事  
 課の庶務事務に関する事  
 自衛官の募集に関する事  
 地方自治功勞の表彰に関する事  
 市町村への職員派遣及び市町村実務研修生に関する事  
 国及び県の選挙並びに国民投票の管理執行に関する事  
 政治資金規正法及び政党助成法に基づく事務に関する事  
 選挙常時啓発事業に関する事  
 市町村選挙管理委員会に対する助言等に関する事

——課長補佐——行政——

市町村行政運営に関する調査・助言等に関する事  
 市町村への権限移讓の推進に関する事  
 市町村の広域連携の支援等に関する事  
 合併市町への支援等に関する事  
 地域施策の調整に関する事  
 市町村職員の研修及び市町村議会運営の助言等に関する事  
 市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更に関する事  
 住民基本台帳法の施行に関する事

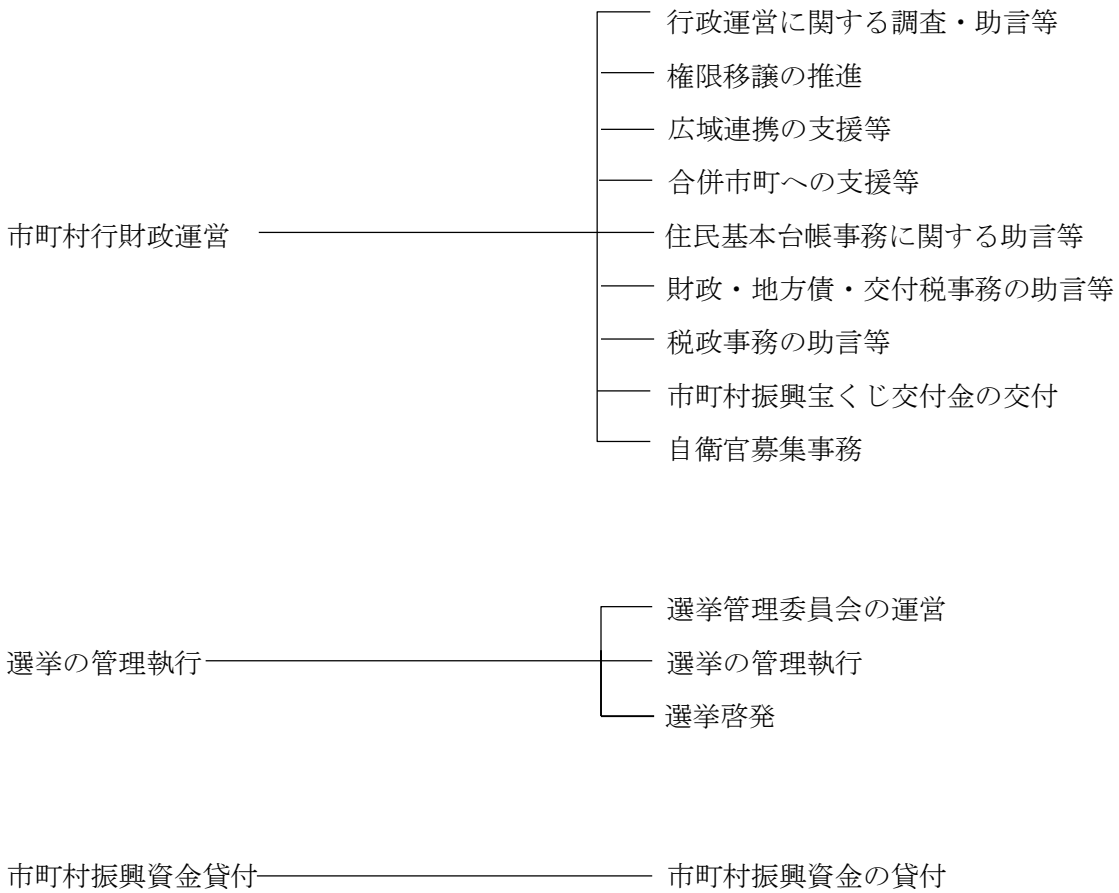
——課長補佐——財政——

市町村財政運営の助言及び財政担当職員の研修等に関する事  
 市町村財政諸調査に関する事  
 市町村振興資金に関する事  
 市町村土地開発公社等の設立・解散認可及び運営の助言等に関する事  
 地方債の同意等に関する事  
 地方公営企業経営の助言等に関する事  
 地方公営企業等の調査統計に関する事  
 市町村振興宝くじ交付金に関する事  
 普通交付税の算定に関する事  
 特別交付税の算定に関する事  
 交付税検査に関する事  
 市町村公共施設状況調査に関する事

——課長補佐——税政——

市町村税政運営の助言等に関する事  
 市町村税政諸調査に関する事  
 市町村税務担当職員の研修に関する事  
 市町村への地方譲与税の譲与に関する事  
 固定資産評価審議会に関する事  
 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事  
 市町村のふるさと納税の支援等に関する事

◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
1. 市町村行政運営に関する調査・助言等	市町村行政の適正な運営のため助言等を行う。 ア 人事、給与、定員管理等の各種実態調査の実施、研修会の開催、行政改革推進の支援等 イ 住民基本台帳事務に係る研修会の実施等	千円 308
2. 権限移譲の推進	市町村が地域における総合行政を担うことができるよう、「市町村への権限移譲方針」を踏まえ、市町村との十分な協議・調整を行い、更なる権限移譲を計画的に推進する。	
3. 広域連携の支援等	高度化・多様化する行政需要に対応できる市町村づくりのため、市町村の自主的な広域連携の取組や、一部事務組合の再編等を支援する。	469
4. 合併市町への支援等	合併後の均衡あるまちづくりの一層の推進を図るため、市町村建設計画に位置づけられた事業に対する財政支援等を行う。 ・ 新市町村づくり支援事業（10億円限度）	493,884
5. 住民基本台帳事務に関する助言等	市町村における住民基本台帳事務の適正な処理のための助言等を行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した住民サービスの拡大等に努める。	33,559
6. 市町村財政への助言等		3,457
(1) 市町村財政運営に関する調査・助言等	市町村財政の適正な運営のための助言等を行う。 ア 財政関係諸調査の実施、情報提供のための会議・研修会の実施 イ 財務会計事務に係る研修会の実施	
(2) 地方債・公営企業の経営に関する助言等	地方債同意等基準に沿った的確な起債事務処理についての助言を行うとともに、適切な起債の同意等を行う。 また、地方公営企業の経営健全化のための助言等を行う。 ア 起債協議等の実施 イ 地方公営企業に係る決算状況調査の実施	
(3) 市町村交付税算定への助言等	市町村の適正な地方交付税算定のための助言等を行う。 ア 交付税算定数値の検収の実施 イ 市町村の交付税検査の実施	

事業名	事業の概要	現計予算額 千円
7. 市町村振興資金の貸付	市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、市町村が行う県の重要施策に関連する事業及び市町村財政の健全化に資する事業を対象として市町村振興資金の貸付を行う。	800,000
8. 市町村振興宝くじ交付金事業	市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの収益金を県が受入れ、公益財団法人茨城県市町村振興協会に交付する。 なお、同協会は当該交付金を基に、市町村等が実施する消防・防災事業等を対象として、施設整備に係る貸付やソフト事業に用いるための交付を行う。	1,068,100
9. 市町村税政への助言等	市町村税務行政の適正な運営のための助言等を行う。 ア 市町村税に関する調査の実施、会議・研修会の開催 イ 徴税力強化のための滞納整理専門研修の実施 ウ 固定資産評価審議会の開催	2,038
10. 自衛官募集事務	自衛官募集広報などの事務を推進し、優れた資質の自衛官の確保に資する。	290
11. 選挙管理委員会の運営	月1回の定例会のほか、緊急案件があった場合等に臨時会を開催する。	13,177
12. 選挙啓発事業	本県の各種選挙の投票率は他の都道府県より相対的に低く、特に若年層の投票率が他の年代と比べて低い状況にある。 このため、中長期的な視点から未来の有権者に対する啓発を重点的に行い、将来の投票率の向上を図る。 また、選挙権年齢の引下げを契機として、高校生や大学生、新社会人を対象として、政治参加意識の向上と選挙の意義や仕組み等の周知を図る。 ア 小中学生を対象とした啓発事業 （ア）小学6年生及び中学3年生向けの選挙ガイドブックの作成・配付 （イ）明るい選挙啓発ポスターコンクールの開催 等 イ 高等学校の生徒等を対象とした啓発事業 （ア）選挙出前授業の実施 （イ）街頭啓発キャンペーンの実施 等	3,118
13. 参議院議員通常選挙の執行	任期満了（令和4年7月25日）に伴う参議院議員通常選挙の執行	1,439,287
14. 県議会議員一般選挙の執行	任期満了（令和5年1月7日）に伴う県議会議員一般選挙の執行	1,339,808

## 政策調査室

### ◎ 政策調査室の運営の基本

知事・副知事に係る政策情報の整理、分析及び調査を行うとともに、各部局の資料の分類整理を行う。

### ◎ 室の組織と分掌事務

政策調査監——主任政策——主任政策——政策情報の整理・分析等に関すること。  
 調査員（総括） 調査員

### ◎ 室の事業体系

政策情報の整理・分析等——政策情報の整理、分析及び調査  
 ——各部局の資料・情報の分類整理  
 ——講演資料の作成

### ◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額
政策情報の分析・整理等	知事・副知事に係る政策情報の整理、分析及び調査を行うとともに、各部局の資料の分類整理を行う。	千円 801



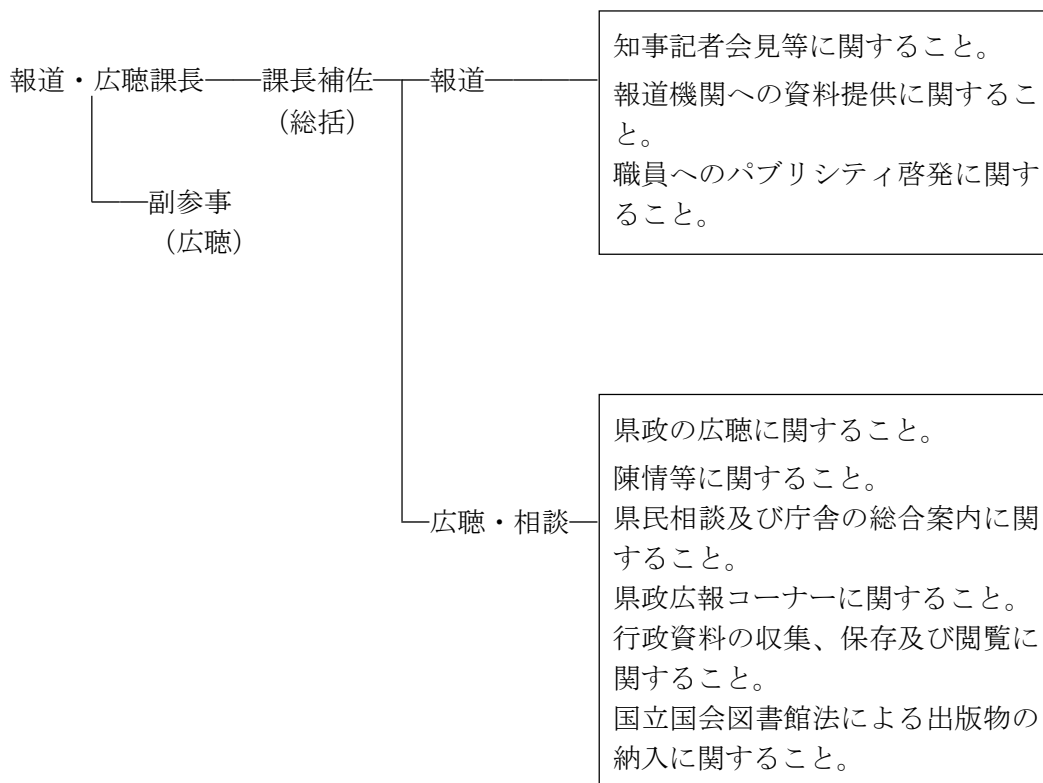


## 報道・広聴課

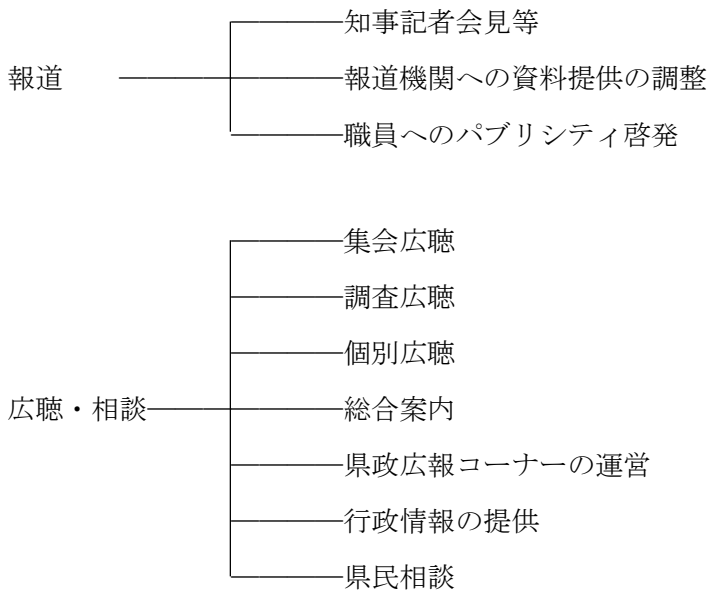
### ◎ 報道・広聴課の運営の基本

- 1 知事記者会見等の円滑な運営を図り、県民に県政情報を提供する。
- 2 「報道対応マニュアル」に基づき、職員研修等において記者発表や資料提供等の具体的な方法を指導する。
- 3 知事が直接、県民の意見を聴く「知事と県民の対話集会」による集会広聴、「ネットリサーチ」や「いばらきネットモニター」による調査広聴、さらには「住民提案」等の個別広聴を実施し、県民の意見、提案等を施策に反映させるとともに、県民の県政に対する理解を深める。
- 4 県庁来庁者への総合窓口案内や見学者の案内、及び県庁舎2階県政広報コーナーや県政シアターでの映像等による県政概要の紹介、及び県民への各種行政資料や県刊行物等の提供などを行うとともに、県民からの様々な相談等に迅速・的確に対応する。

### ◎ 課の組織と分掌事務



◎ 課の事業体系



◎ 主要事務事業の概要

事業名	事業の概要	現計予算額 千円
1. 報道		
(1) パブリシティ活動	<p>ア 知事記者会見 定例記者会見(原則毎月2回、インターネットで配信)を実施するほか、茨城県政記者クラブから申し入れがあったとき又は県が必要と認めたときに臨時記者会見を実施して、県民に広く県政情報を提供する。 &lt;令和3年度実績&gt; ・知事定例記者会見：16回実施 ・新型コロナウイルスに係る知事臨時記者会見：29回実施 ・その他の臨時会見：2回実施</p> <p>イ 報道機関への資料提供の調整 県政記者クラブに対し、県政情報について資料提供を行う。 &lt;令和3年度実績&gt; 資料提供 1,531件</p> <p>ウ 職員へのパブリシティ啓発 当課作成の「報道対応マニュアル」により、随時、記者発表や資料提供の具体的な方法を指導するとともに、自治研修所の課長補佐級研修などにおいて、職員を対象にテレビ・新聞等によるPR(パブリシティ活動)の有効性を説明する。</p>	—
		—
		—



事業名	事業の概要	現計予算額								
	<p>(イ) いばらきネットモニター  いばらき電子申請・届出サービスを利用し、アンケート調査を実施。県行政施策の推進の参考とする。  ・内容 任期：無期、定員：制限なし</p> <p>&lt;令和3年度実績&gt;</p> <table border="1" data-bbox="443 472 1227 837"> <tr> <td data-bbox="443 472 638 555">調査手法</td> <td data-bbox="638 472 1227 555">インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 555 638 638">調査対象</td> <td data-bbox="638 555 1227 638">県が保有する「いばらきネットモニター」モニター数：1,139名（令和4年3月末現在）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 638 638 721">調査回数 回答率</td> <td data-bbox="638 638 1227 721">アンケート：11回実施 平均回答率：63.1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 721 638 837">調査項目</td> <td data-bbox="638 721 1227 837">施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）</td> </tr> </table> <p>ウ 個別広聴</p> <p>(ア) 住民提案  県民の県政に対する意見・提案を求めるため、提案用ハガキ（「私の提案」）や、インターネットを利用した提案受付を行うなど、県民参加の県政推進を図る。  ・ハガキ設置箇所：県出先機関、市町村、県内金融機関、郵便局（38カ所）、道の駅、公立図書館、総合病院等（合計453カ所）。</p> <p>&lt;令和3年度実績&gt;  2,120通 3,474項目</p> <p>(イ) 陳情・要望  県政に係る陳情・要望などについて、円滑な受付及び処理を行う。</p> <p>&lt;令和3年度実績&gt;  18件 85項目</p> <p>(ウ) 広聴情報共有化システムの運営  県民から寄せられた意見等をデータベース化し、全庁的な情報共有を図るとともに、ホームページで公開することにより県民の県政に対する関心の向上を図る。  ・登録意見：住民提案、陳情要望 など</p>	調査手法	インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）	調査対象	県が保有する「いばらきネットモニター」モニター数：1,139名（令和4年3月末現在）	調査回数 回答率	アンケート：11回実施 平均回答率：63.1%	調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）	<p>千円</p> <p>7,452</p>
調査手法	インターネット調査（電子申請・届出サービスを利用し、県独自で実施）									
調査対象	県が保有する「いばらきネットモニター」モニター数：1,139名（令和4年3月末現在）									
調査回数 回答率	アンケート：11回実施 平均回答率：63.1%									
調査項目	施策の新設、改善のために県民の意見等を把握することが必要な事項（各部局庁からの希望を把握して決定）									



